

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領

制定

29 農振第 2311 号

平成 30 年 3 月 28 日

農林水産省農村振興局長通知

最終改正 平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 2982 号

第 1 趣旨

農山漁村振興交付金実施要綱(平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)第 2 の 1 の (2) のウの (イ) に掲げる農山漁村活性化整備対策については、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成 19 年法律第 48 号。以下「活性化法」という。)及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則(平成 19 年農林水産省令第 65 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、実施要綱、農山漁村振興交付金交付要綱(平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2327 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)及びこの要領に定めるところによる。

第 2 事業内容等

農山漁村活性化整備対策に関する事業(以下「本事業」という。)は、農山漁村の活性化を図るため、都道府県又は市町村が創意工夫を活かし、地域住民の合意形成を基礎として、活性化法に基づいて活性化計画(活性化法第 5 条第 1 項に定める活性化計画をいう。以下同じ。)を作成し、その実現に必要な施設整備を中心とした取組を総合的かつ機動的に支援するものである。本事業の対象は、活性化計画の区域(活性化法第 5 条第 2 項第 1 号に定める活性化計画の区域をいう。以下同じ。)において定住等及び地域間交流を促進するために実施される事業(他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。以下「交付対象事業」という。)とし、その具体的な内容、要件、交付額算定交付率及び要件類別は別表 1 から別表 3 までに定めるとおりとする。

第 3 事業実施主体

交付対象事業の事業実施主体は、別表 1 及び別表 3 に定めるとおりとする。なお、事業実施主体のうち、地方公共団体等が出資する法人、農林漁業者の組織する団体、NPO 法人、地域協議会及び計画主体が指定した者についての基準は、次のとおりとする。

1 地方公共団体等が出資する法人

地方公共団体等が出資する法人については、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会のうち、整備する施設等の活用に係る目的及び内容に適した者が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人であるものとする。

2 農林漁業者の組織する団体

農林漁業者の組織する団体については、主たる構成員又は出資者に、実施する事業の受益者である農林漁業者が3名以上含まれており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができるものと認められる団体であるものとする。

なお、当該団体のうち法人格のないものについては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入又は脱退と関係なく、一体として経済活動を行う単位となっているものに限る。

3 NPO法人

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）については、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第1項に定める農村滞在型余暇活動又は同条第2項に定める山村・漁村滞在型余暇活動の推進に関する活動項目が定款で定められていること。
- (2) 事業費に見合う適正な経営体制が確保されていると認められること。

4 地域協議会

地域協議会については、活性化法第5条第1項に基づき活性化計画を作成する都道府県又は市町村（以下「計画主体」という。）を構成員に含む、農山漁村の活性化に資する協議会であって、次に掲げる事項を規約等に定めているものであるものとする。

- (1) 目的
- (2) 構成員、事務局（事務局は活性化計画の区域内に設置する。なお、事務局の経理事務は計画主体が監督する。）、代表者及び代表権の範囲
- (3) 意思決定方法
- (4) 解散した場合の地位の承継者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) 会計及び事務監査の方法
- (7) その他運営に関して必要な事項

5 計画主体が指定した者

規則第3条第4号の規定に基づき計画主体が指定した者（以下「計画主体が指定した者」という。）とは、参入法人（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第14条第1項に定める事業により農用地を借り受けた特定法人及び農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項又は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第18条第3項第3号に掲げる要件を満たして農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）その他農山漁村の活性化に資する者であって、計画主体が活性化計画の区域において定住等及び地域間交流を促進するために真に必要であると認めた者とし、これらは次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 参入法人にあつては、3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行うこと又は3戸以上の農家から原料の供給を受けて加工等を行うことに係る目標及びその達成のためのプログラムを設定していること。

- (2) その他農山漁村の活性化に資する者にあつては、農山漁村の活性化の推進に関する活動項目を規約等で定めており、3者以上の構成員からなる団体であること。
- (3) 参入法人その他農山漁村の活性化に資する者のうち、会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定めるものをいう。）にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人（当該法人以外の法人から出資を受ける子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）を除く。）であり、4に定める地域協議会に構成員として参画しているものであること。

第4 事業実施期間

交付対象事業の実施期間は、活性化計画の計画期間内であつて、かつ原則として3年以内とする。ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による期間延長等を考慮し、最大5年とすることができる。

なお、事業実施期間の計算は、年度単位で計算するものとし、第5の5の交付対象計画の決定がされた年度の3月末をもって最初の年度が経過したものとみなす。

第5 事業の実施手続等

1 活性化計画の策定

本事業の実施に係る活性化計画の内容、様式、作成及び提出については、活性化法、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成23年10月3日農林水産大臣公表）及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づく活性化計画制度の運用に関するガイドライン（平成28年4月1日付け27農振第2449号農林水産省農村振興局長通知）に定めるものとする。

2 活性化計画の添付書類の作成

- (1) 計画主体は、本交付金を充てて交付対象事業を実施しようとするときは、活性化計画及び規則第5条第1項第1号に定める図面のほか、規則第5条第1項第2号に定める交付金の額の限度を算定するために必要な資料として、事業実施計画及び事前点検シート（以下「添付書類」という。）を作成するものとする。
- (2) 計画主体は、添付書類を作成するに当たっては、整備する施設等の導入効果について、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知。以下「費用対効果算定要領」という。）により費用対効果分析を行うこととし、交付対象事業の実施に要する費用に対し得ようとする効果が適切に得られるか否かを判断し、費用が過大とならないよう効率性等を十分に検討するものとする。
- (3) 事業実施計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- ア 事業実施計画には、活性化計画の計画期間内における事業の実施によって実現しようとする具体的な目標を定めること。
- イ 事業実施計画に定める目標の達成状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）が定量的指標により適切に設定され、これにより交付対象事業の目的が適切に表現されていること。

ウ 事業実施計画の目標及び評価指標の設定内容に対して交付対象事業の構成が妥当であること。

- (4) 事業実施計画は、活性化計画が単なる交付対象事業の実施を目的とするものではなく、地域の創意工夫を活かし、関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎として、交付対象事業の実施を契機とした地域の活性化を目指すものであることを踏まえ、次に掲げる事項を定めるものとし、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）事業実施計画により参考様式1を用いて作成するものとする。
- ア 活性化計画の目標のうち、交付対象事業及び関連事業（規則第2条第3項に定める事業をいう。）により達成される目標（以下「事業活用活性化計画目標」という。）

イ 事業活用活性化計画目標の設定に係る考え方

ウ 交付対象事業の内容

エ その他必要な事項

- (5) 事業活用活性化計画目標は、別紙に定める項目から一を選んで設定するものとし、併せて次に掲げる評価指標を定めるものとする。

ア 第1評価指標（必須）

別紙に定める評価指標のうち、主たる事業の要件類別に応じて一の評価指標を選び、これに係る具体的数値目標を第1評価指標として定めなければならない。

イ 第2評価指標（任意）

別紙に定める評価指標のうち、アで選んだ評価指標以外から一を選び、これに係る具体的数値目標を第2評価指標として定めることができるものとする。

ウ 第3評価指標（必須）

別表1の要件欄に掲げる施設であり、かつ事業活用活性化計画目標に連動したものであることを評価するため、施設の利用計画等に応じて、任意の具体的数値目標を第3評価指標として定めなければならない。

- (6) (1)の規定による事前点検シートについては、活性化計画の内容及び交付対象事業の適切性について、計画主体が自ら点検の上、農山漁村活性化整備対策事前点検シートにより参考様式2を用いて作成するものとする。

3 事業費の低減

計画主体及び事業実施主体は、地域の実情に鑑みて、過剰な施設整備と見られるような施設等の整備を排除する等徹底した事業費の低減に努めるものとする。

4 活性化計画の提出

計画主体は、活性化法第6条第1項の規定に基づき農林水産大臣に活性化計画を提出するときは、当該活性化計画に2の(1)の規定により作成した添付書類を添付し、計画主体が次に掲げる都道府県に所在する場合にあっては、それぞれ次に掲げる者（以下「地方農政局長等」という。）を經由して農林水産大臣に提出するものとする。

(1) 北海道 農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）

(2) その他の都府県 当該都府県の区域を管轄する地方農政局長

5 交付対象計画の決定

(1) 農林水産大臣は、4の活性化計画及び添付書類の提出があったときは、その内容

を審査した上で、次に掲げる審査基準を満たすもののうち、農村振興局長が別に定める基準により、活性化計画ごとに事業活用活性化計画目標の水準等に応じた順位付けを行い、当該年度の予算の範囲内で交付金の交付対象となる活性化計画を決定することとし、その旨を計画主体に対して通知するものとする。

ア 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標が、適切に設定されていること。

イ 交付対象事業の総合的な実施が、活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の達成に資すると認められること。

ウ 活性化計画及び事業実施計画の内容が事前点検シートにより適切に点検されていること。

- (2) (1) の交付対象となる活性化計画の決定の通知を受けた計画主体は、都道府県にあっては関係市町村(都道府県と協同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。)に、市町村(都道府県と協同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。)にあっては都道府県に、その旨を遅滞なく通知するものとする。

6 公表

(1) 計画主体は、活性化法第5条第11項に基づき活性化計画を公表する場合には、添付書類を併せて公表するものとする。

(2) 計画主体による公表は、関係都道府県又は市町村での縦覧、インターネットのウェブサイト又は広報誌への掲載等により行うものとする。

7 活性化計画及び事業実施計画の変更

計画主体が、活性化計画及び事業実施計画について、以下の変更を行う場合には、活性化法第6条第1項に準じて変更後の活性化計画及び添付書類を農林水産大臣に提出しなければならないものとし、この場合について、1から6までの規定を準用する。

(1) 活性化計画の区域の変更

(2) 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の変更、廃止及び追加(活性化計画の目標にあっては、事業活用活性化計画目標の変更等を伴わない場合を除く。)

(3) 事業メニューの変更、廃止及び追加

(4) 交付金の額の限度(以下「交付限度額」という。)の増加

8 年度別事業実施計画

計画主体は、交付対象事業の実施期間にわたり、毎年度、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)年度別事業実施計画を参考様式3により作成し、これを各年度の前年度の2月15日までに地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

第6 他の施策との連携

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策との連携に配慮するものとする。

1 農林水産物の輸出の促進に関する施策

2 荒廃農地の発生防止、解消等に関する施策

3 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第1項に定める地域再生計画に基づく施策

4 離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項に定める離島振興計画に基づく

施策

- 5 定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官通知）第 6 に定める定住自立圏共生ビジョンに基づく施策
- 6 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に定める国土強靱化地域計画に基づく施策
- 7 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第 1 項に定める実施計画に基づく施策
- 8 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号）第 2 に定める地域別農業振興計画に基づく施策

第 7 助成

1 国の助成

国は、第 5 の 5 の規定により交付対象として決定した活性化計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、計画主体に対し、毎年度、予算の範囲内において、交付金を交付することができる。

2 交付限度額

本事業における交付限度額については、別表 3 の事業メニュー欄に掲げる事業に係る事業費に、当該事業に係る交付額算定交付率を乗じて得た額の合計額とする。

3 経費の配分及び調整

計画主体は、交付限度額の範囲内において、事業実施計画に掲げられた各交付対象事業の間で、経費の配分及び調整を行うことができるものとする。

4 創意工夫発揮事業

- (1) 別表 1 の交付対象事業欄の (5) の創意工夫発揮事業は、同表の (1) から (4) までに掲げられた事業と一体となって活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標を達成するために真に必要な事業とするものとする。
- (2) 創意工夫発揮事業に係る交付額は、活性化計画全体に係る交付限度額の 2 割を上限とするものとする。

5 農山漁村活性化施設整備附帯事業

- (1) 別表 1 の交付対象事業欄の (5) の農山漁村活性化施設整備附帯事業は、同表の (1) から (4) までに掲げられた事業及び創意工夫発揮事業の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる企画、調整及び調査活動、実践的知識及び技術の習得活動等に必要な事務とするものとする。
- (2) 農山漁村活性化施設整備附帯事業に係る交付額は、活性化計画全体に係る交付限度額の 1 割を上限とするものとする。

第 8 実施基準等

1 活性化計画及び事業実施計画の合意形成

活性化計画及び事業実施計画は、関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものとなっていることとする。

2 交付対象事業の実施基準

別表1の交付対象事業については、別表2及び別表3の要件類別ごとに定めるものとし、その実施基準は次のとおりとする。

- (1) 自力若しくは他の助成によって工事を実施中の施設等又は既に完了した施設等を本事業に切り替えて交付対象とすることはできないものとする。
- (2) 第5の2の(2)の費用対効果分析は、費用対効果算定要領に定めるところにより行うものとし、この費用対効果分析の結果が、当該要領の基準を満たしていなければならない。
- (3) 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品又は新材の利用による事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品若しくは古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。また、郷土遺産に類する建物を保存又は活用する場合であって、計画主体が特に必要であると認める場合にあつては、当該施設に係る移転、移築、補修等の事業を交付対象とすることができるものとする。

この場合においては、それぞれの事業による交付対象は次のとおりとする。

ア 増築、改築又は併設の事業において、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は交付対象としない。

イ 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限って、交付対象とすることができるものとする。

ウ 古品又は古材の利用については、次によるものとする。

(ア) 古品又は古材を利用する場合は、古品又は古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。

(イ) 使用する古品又は古材の材質、規格、型式等は、新品又は新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品又は新資材と同程度の耐用を有するものでなければならないものとする。

(ウ) 古品又は古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品又は新資材の価格を下回るものとする。なお、事業実施主体が無償で入手した古品又は古材は、交付対象としないものとする。

(エ) 古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないものとする。

- (4) 既存施設のうち、災害時に避難場所として活用される等、災害により人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設であつて、事前に施設の機能診断及び耐震診断を行った結果、その整備、補強又は機能強化が必要であると認められたものについての事業は、交付金の交付対象とすることができるものとする。この場合において、それぞれの事業による交付対象については、(3)のアからウまでの規定を準用する。

- (5) 交付対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表等による耐用年数が5年以上のものとする。

- (6) 整備する施設に浴室が含まれる場合の取扱いは、次のとおりとする。
- ア 浴室は当該施設における利用者数に応じた適正な規模であるものとする。
 - イ 温泉水の活用は認めない。
- (7) 大型遊具、ゴルフ施設、これらと類似の施設等は、交流促進が図られる場合にあっても交付対象としないものとする。
- (8) 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。ただし、簡易給排水等利用計画の策定になじまない施設等については、この限りでない。
- なお、利用計画には、施設の利用者数や稼働率等の施設等の利用に係る目標値を定めることとする。
 - ア 地域間交流の拠点となる施設においては、当該地域の交通条件、入込客数、都市との交流状況の実績、今後の見込み等
 - イ 地域間交流の拠点となる施設以外の施設等においては、都道府県及び近隣市町村における類似施設の賦存状況、利用状況の実績、今後の見込み等
 - ウ 施設等の内容や利用対象者、利用時期等の当該施設等に係る利用形態等
 - エ 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等の当該施設等における利用環境等
 - オ 施設等の適切な運営に必要となる経営戦略、運営体制等
- (9) 利用計画等に沿って当該施設が適正に利用されると認められ、かつ、施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。
- (10) 個人施設、目的外使用のおそれがあるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。
- (11) 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。
- (12) 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大となってはならない。
- (13) 施設の整備に係る用地が確保される見通しが無い等事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生しているものは、交付対象としないものとする。
- (14) 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まなければならない。
- (15) 事業実施主体等が施設等の管理及び運営を行うに当たり、適正に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていると認められなければならない。また、施設の運営により得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設のうち、事業費で5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。
- (16) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まなければならない。
- (17) 別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の木材利活用促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準

及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組むこと。

(18) 交付対象施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ（プラスチック製通い容器及び荷受調整用のものに限る。）、運搬台車のうち低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトは除く。）、チェーンソー（研修のためのものを除く。）、汎用性のある備品等は交付対象としない。

(19) 別表2の(3)に掲げる事業メニューの施設整備のうち、宿泊施設の整備については、原則として交付金の交付対象外とする。

ただし、次のア又はイ、ウ及びエに掲げる要件を満たす施設であって、体験交流機能に加え必要最小限の宿泊機能を備えた施設の整備を行う場合にあつては、この限りではない。

ア 子どもの農山漁村交流活動において、学校・学級単位等の体験に対応する施設であること。

イ 都市と農山漁村との交流の推進に真に必要な施設であつて、農山漁村体験や農林漁業体験と一体不可分の利用形態を備えているものであること。

ウ 1部屋当たりの宿泊形態が、家族、学級、学年若しくは学校単位等、集団で宿泊するための施設であること。

エ 1計画の宿泊室数が原則として10室以内であること。ただし、既存施設を活用する場合についてはこの限りではない。

(20) 施設の延べ床面積の合計が1,500㎡を超える施設の整備については、交付対象としないものとする。ただし、既存施設を活用する場合については、延べ床面積1,500㎡分までを交付対象とし、これを超える部分については交付の対象外とする。

(21) 施設の上限事業費は延べ床面積1㎡当たり29万円以内とし、これを超える部分については交付の対象外とする。ただし、別表2の(1)に掲げる事業メニューのうち、⑬の高生産性農業用機械施設のうち低コスト耐候性ハウス、⑰の農林水産物処理加工施設及び⑱の農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に準ずるものとする。

(22) 農地に係る情報の活用が特に有効な事業については、事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、水土里情報利活用促進事業実施要綱(平成18年4月3日付け17農振第2015号農林水産事務次官依命通知)に基づく水土里情報利活用促進事業により整備される農地情報データベースの活用を検討するものとする。

(23) 別表2の事業メニュー欄のうち、③の暗渠排水、⑳の産地振興追加補完整備及び㉑の小規模農林地等保全整備で整備する暗渠排水であつて、市町村、土地改良区等が所有し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条に定める市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図るものとして位置づけられているものについては、これを地域排水型暗渠排水と称することとする。また、これを市町村が所有する場合にあつては、行政財産として適切に管

理することとする。

- (24) 別表2の事業メニュー欄のうち㉗の地域連携販売力強化施設については、農山漁村における地域内外又は地域間の相互連携の促進や生産者の販売力強化、ブランド化等に資するために必要な施設であって、原則として年間を通して運営されるものであり、かつ、継続的に雇用と所得を生み出し、6次産業化と女性参画の促進に寄与するものであるものとする。
- (25) 発電設備について、電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合及び土地改良施設の維持管理費軽減を目的とする場合については、交付金の交付対象としないものとする。
- (26) 別表2の事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設から⑧の交換分合までの事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)に定める土地改良事業計画を定めた上で、別表2の交付対象事業欄のうち、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術習得管理施設、農山漁村定住促進施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設及び自然環境等活用交流学習施設の整備と併せ行う場合に実施できるものとする。なお、事業実施主体、交付額算定交付率及び要件は次のとおりとする。

ア 事業実施主体

市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定に基づき複数人の共同によって土地改良事業を行う者とする。

イ 交付額算定交付率

交付額算定交付率は、2分の1とする。ただし、別表1の交付額算定交付率欄の六法指定地域等については10分の5.5、奄美群島については10分の6とする。

ウ 要件

次のいずれかの要件を満たすものであることとする。

- (ア) 別表2の事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設、②の農業用道路、③の暗渠排水、④の客土及び⑤の区画整理のいずれか、又はこれらのうち二以上を併せ行う場合であって、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であり、かつ、担い手への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備及び保全が見込まれること。
- (イ) 別表2の事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設、②の農業用道路、③の暗渠排水、④の客土、⑤の区画整理、⑥の農地造成、⑦の農用地保全のいずれか、又はこれらのうち二以上を併せ行う場合であって、これらの受益面積の合計、又は受益地に係る一定団地の農地面積が5ha以上であり、受益面積に占める耕作放棄地等(別表3の要件類別1の第1の4の(9)のケに定める耕作放棄地等をいう。)の面積の合計の割合が6%以上(ただし、担い手農地利用集積率が交付対象計画の決定時において50%以上の場合にあつては、3%以上)となり、かつ、交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれ

ること。

(ウ) 別表2の事業メニュー欄のうち、⑥の農地造成及び⑦の農用地保全にあっては、(ア)により行う事業と併せ行うこと。

(27) 別表2の事業メニュー欄のうち、⑨の土地改良施設保全、⑩の農業集落道、⑪の連絡農道、⑫の林道・作業道及び⑬の小規模農林地等保全整備（以下「土地改良施設保全等」という。）については、土地改良施設保全等以外の事業メニューと併せ行うものとする。

(28) 第3の4に定める地域協議会が事業実施主体となる活性化計画については、上限事業費は4千万円とする。

3 受益者数

交付対象事業の受益者数は、一の箇所又は一の施設の個々の施設等について、それぞれ農林漁業者が3名以上となるものとする。

第9 事業の施行

1 事業の実施

(1) 実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、活性化計画に基づき交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行って交付対象事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。なお、複数年度で事業を実施する場合は、実施設計書において年度ごとの事業量及び事業費の区分を明確にすることとする。

また、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、計画主体に当該実施設計書を提出するものとする。

イ 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における理事会の議決等所要の手続を行った上で、原則として、指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、又は必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し総会の議決等を得るものとする。

なお、予算案又は事業計画案の作成に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

(3) 地元負担金の調達

地元負担金（分（負）担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手続については、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、土地改良区等にあつては、それぞれの関係法規等の定めるところにより、農林漁業者の組織する団体等にあつては、関係者の総

会による議決等に基づき行うものとする。

なお、地元負担金の調達については、適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けてこれに充てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

(4) その他関係法規に基づく許認可

事業の実施に当たり、土地改良法に基づく施行認可、建築基準法に基づく確認、農地法に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

(5) 交付対象事業の着手

事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、交付対象事業に着手したときは、速やかにその旨を文書等により、計画主体に届け出るものとする。

2 交付金交付決定前の着手

(1) 交付対象事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、その理由を具体的に明記した農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）交付決定前着手届（参考様式4）を、あらかじめ計画主体に提出するものとする。なお、この場合においても、交付対象事業の内容が明確となり、交付対象事業の交付金の交付が確実となった後に着手することとし、また、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを承知の上で着手するものとする。

(2) (1) により提出を受けた計画主体（都道府県又は市町村が共同して活性化計画を作成している場合は、そのいずれかの都道府県又は市町村）又は計画主体である事業実施主体は、交付金交付決定前に着手する必要性を検討の上、当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長等に農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）交付決定前着手届（参考様式4）を提出するものとする。

(3) 計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、事前に(1)の理由等を十分に検討し、交付金交付決定前の着手を必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、交付対象事業が適正に行われるようにするものとする。また、事業実施主体が交付金交付決定前に着手した場合、計画主体は、交付申請書（交付要綱の別記様式第1号をいう。）の記の3の備考欄に着手予定年月日並びに(1)及び(2)により提出された交付決定前着手届の日付及び文書番号を記載するものとする。

3 施行方法

(1) 施行方法

交付対象事業は次の(2)から(5)までに掲げるとおり、直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、一の交付対象事業については一の施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、一の交付対象事業について工種又は施設等の区分を明確にして二以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事は、原則として請負施行によるものとする。

る。

また、共同利用機械及び器具の購入は、直営施行によるものとする。

(2) 直営施行

ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を直接行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

なお、別表2の事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設から⑧の交換分合までの事業について第8の(26)により実施する場合において、農家・地域住民等参加型の直営施行を行う場合は、農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施工について（平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長・農村振興局長通知）に基づき実施するものとする。

イ 購入

共同利用機械及び器具の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付する又は随意契約によるものとする。また、計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、事業実施主体の入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

なお、随意契約は、以下の場合に限るものとする。また、(イ)の場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア) 事業実施主体が農林漁業者の組織する団体であって、競争入札に付することができない場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

(イ) 競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合

(3) 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次に掲げる方法等により行い、適正を期するものとする。

ア 請負方法

(ア) 工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付する又は随

意契約によるものとする。

なお、随意契約は、以下の場合に限るものとする。また、cの場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 事業実施主体が農林漁業者の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

b 事業実施主体が公共施設等の管理者等との協定等に基づきPFI事業を実施する場合

c 競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合

(イ) 地方公共団体以外の事業実施主体が、(ア)により契約を締結しようとする場合は、交付要綱第22の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

(ウ) 計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、入札業務の執行に当たり、適切な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行及び施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行による場合は、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農業協同組合又は農林漁業者の組織する団体等が、交付対象事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と共同利用施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとする。当該契約に基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は、交付対象事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、代行施行によることの理由を明確にし、総会の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

地方公共団体以外の事業実施主体が、代行施行契約をしようとする場合は、交付要綱第 22 の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者並びに機械及び施設の製造請負人の選定については、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から共同利用施設の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者に対して工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

4 契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第10 交付金の適正な執行の確保

- 1 計画主体は、事業実施主体による交付対象事業の実施について総括的な指導監督を行うとともに、必要に応じて、学識経験者等第三者、関係機関又は関係団体からの意見の聴取や地域における説明会等を通じて、活性化計画の推進体制を確立し、適正かつ円滑な交付対象事業の執行を確保するものとする。
- 2 共同利用機械、施設等の整備について、事業実施主体は、未しゅん功工事について（昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知）、未しゅん功工事の防止について（昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知）及び未しゅん功工事の防止について（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知）により、未しゅん功工事の防止に努めるものとする。

第 11 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 交付対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする(交付対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、交付対象事業費を明確に区分しておくこと)。
- 2 分(負)担金の徴収に当たっては、分(負)担金の徴収の根拠法規を有するものもとより、農林漁業者の組織する団体等の根拠法規のない場合についても請求書を発行する等の方法により、個人別分(負)担を明確にするとともに、徴収の都度領収書を発行しておくこと。
- 3 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。
- 4 金銭の出納は、金銭出納簿等又は必要に応じて金融機関の預金口座等を設けて行うこと。
- 5 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。
- 6 人件費(賃金等)の算定等にあつては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知)に従うこと。

第 12 施設等の管理

事業実施主体は、本事業で整備した施設等(以下この第 12 及び第 15 において「施設等」という。)を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。ただし、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に定める指定管理者が同条第 1 項の規定による条例の定めるところにより施設等を管理する場合には、この限りではない。また、活性化計画の区域内に存する団体等(事業実施主体となり得る者に限る。)であつて、事業実施主体が直接管理する場合よりその施設等の設置目的の達成等の見地からより適切な管理を行うものと認められる場合には、その団体等に管理させることができる。この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、補助金等交付事務の取扱いについて(昭和 39 年 11 月 19 日付け 39 経第 4086 号農林大臣官房経理課長通知)様式第 3 号による財産管理台帳を施設等に備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、総会の議決等所要の経路を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の積立に努めるものとする。

(3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

- ア 事業名及び目的
- イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
- ウ 設置場所
- エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- オ 利用者の範囲
- カ 利用方法に関する事項
- キ 利用料に関する事項
- ク 保全に関する事項
- ケ 償却に関する事項
- コ 必要な資金の積立に関する事項
- サ 管理運営の収支計画に関する事項
- シ その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

3 財産処分の手続

(1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、施設等について、その処分制限期間（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条の別表による処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 22 条に基づく財産処分（以下「財産処分」という。）として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、計画主体の承認を受けなければならない。

(2) 計画主体が（1）の承認をするときは、あらかじめ地方農政局長等に申請し、その承認を受けなければならない。

(3) 計画主体である事業実施主体が財産処分をしようとするときは、承認基準の定めるところにより、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

4 利用計画の変更

第 8 の 2 の（8）の利用計画の変更については、活性化計画策定当初の目的に資するものである場合には、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、利用計画の変更の必要性を検討し、計画主体にその旨を届け出るものとする。

5 利用目的の変更

(1) 計画主体は、第 8 の 2 の（8）の利用計画の変更を検討し、又は利用計画の変更に沿った施設等の利用等を行っても、適正かつ効率的な利用が期待し難いと判断し、

かつ、活性化計画の策定当初の施設等の利用目的に対応した交付対象範囲の施設等として引き続き有効活用を図ることが確実と認める場合に限り、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）に対し、施設等の利用目的の変更を検討させ、3の財産処分の手続を行わせることができる。

(2) 計画主体である事業実施主体は、自ら施設等の利用目的の変更を検討し、3の財産処分の手続を行うものとする。

(3) (1) 又は (2) の場合においては、当該施設等の処分制限期間内において従前の交付条件を継承することとし、目的外使用により事業実施主体に収益がある場合を除き、国庫補助金相当額の納付は要しないものとする。

6 増築等に伴う手続

(1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、当該施設等の処分制限期間内に施設等の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築若しくは模様替え（以下「増築等」という。）を行おうとするときは、あらかじめその旨を文書により、計画主体に届け出るものとする。

(2) (1) により届出を受けた計画主体又は計画主体である事業実施主体は、当該増築等の必要性を検討するものとする。

7 災害等の報告

(1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、手戻り工事（工事施行中、施設の施工済み箇所に被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧するものをいう。以下同じ。）が発生し、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を計画主体に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、計画主体は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

(2) 手戻り工事が発生した旨の報告を受けた計画主体又は事業実施主体である計画主体は、速やかに当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局（北海道にあっては農林水産省農村振興局とする。）へ電話等により連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から30日以内に、地方農政局長等を通じて農林水産大臣に(1)の報告内容に準じた報告書を提出するものとする。

(3) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、施設等について処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）災害報告書（参考様式5）により、計画主体に報告するものとする。

計画主体は、当該報告を受けたときは、直ちに当該施設等の被害状況を調査確認し、同様式に調査の概要、対応措置等を付した上で、遅滞なく、地方農政局長等に報告するものとする。なお、計画主体が事業実施主体として災害による報告を行う場合も同様とする。

第13 事業実施主体が行う関係書類の整備保管

交付要綱第20の3の関係書類として、事業実施主体は、次に掲げる関係書類を保管しておくものとする。

1 予算決算関係書類

- (1) 交付対象事業の実施に関する総会等の議事録
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分(負)担金賦課明細書
- (4) その他

2 工事施工関係書類

直営施行の場合にあつては、(1)から(4)まで及び(9)、請負施行、委託施行及び代行施行の場合にあつては、(5)から(9)までに掲げる書類とする。

- (1) 工事材料検収簿及び受払簿
- (2) 賃金台帳及び労務者出面簿
- (3) 工事日誌及び現場写真
- (4) 建築確認に係る検査済証(建築工事の場合に限る。)
- (5) 入札てん末書類
- (6) 請負契約書類
- (7) 工事完了届及び現場写真
- (8) 建築確認に係る検査済証(建築工事の場合に限る。)
- (9) その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分(負)担金徴収台帳
- (3) 証拠書類(見積書、請求書、入出金伝票、領収書、借用証書等)
- (4) その他

4 往復文書等

活性化計画、事業実施計画、事前点検シート(費用対効果分析に係る資料など判断の根拠とした資料を含む。)、交付金の交付から実績報告及び財産処分等に至るまでの申請書類、交付決定及び承認書類並びに設計書類

5 施設管理関係書類

- (1) 管理規程又は利用規程
- (2) 財産管理台帳
- (3) その他

第14 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1) 土地基盤の整備

ア 別表2の事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設から⑩の連絡農道までの事業その他これらに類する農地等の整備の実施(以下「農地等の整備」という。)に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

<p>1 工事費関係</p> <p>(a) 工事費</p> <p>(b) 測量設計費</p> <p>(c) 機械器具費</p> <p>(d) 営繕費</p> <p>(e) 用地費及び補償費</p> <p>(f) 全体実施設計費</p> <p>(g) 換地費</p> <p>(h) 工事雑費</p> <p>2 交換分合事業費</p>	<p>支給品費を含む。修景施業や花木植栽等が必要な場合は、樹高伐、樹下植栽、その他育林を含む。</p> <p>工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費</p> <p>工事の施行に必要な機械器具等の購入費(耐用年数が工事期間を超えるものを除く。)</p> <p>工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入れに必要な経費</p> <p>別表2の事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設から⑦の農用地保全まで、⑨の土地改良施設保全から⑫の林道・作業道まで、⑳の産地振興追加補完整備及び㉑の小規模農林地等保全整備に要するものに限る。</p> <p>ただし、㉑の産地振興追加補完整備については、別表3の要件類別1の第1の表の事業メニュー欄における同項目のうち、(9)から(12)までの事業を除く。</p> <p>別表3の1の第3及び2の第3に掲げられている事業メニューについては、補償費に限るものとする。</p> <p>補償費については、工事の施行に伴う騒音、地盤の沈下等による損失補償は、事業実施主体及び工事請負人が善良な管理を行っていたにもかかわらず予測できなかった不可抗力による損失に限る。</p> <p>なお、用地費及び補償費の取扱いに当たっては、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について(昭和38年3月23日付け38農地第251号農林省農地局長通知)の定めるところに準ずるなど適正に行うものとする。</p> <p>土地改良法第2条第2項第2号に定める区画整理及び同項第3号に定める農用地の造成に要するものに限る。</p> <p>農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて(平成28年4月1日付け27農振第2343号農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。)の記の2によるものとする。</p> <p>土地改良法第2条第2項第6号及び農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条の2に定める交換分合に要するものに限る。</p>
---	--

イ 別表2の事業メニュー欄に掲げる⑳の農林漁業・農山漁村体験施設のうち、林業体験林、山菜園、きのこ園その他これらに類する林地等の整備の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

<p>1 造林費</p> <p>(a) 新植費</p> <p>(b) 改良費</p> <p>(c) 補植費</p> <p>(d) 保育費</p>	<p>地拵え費、苗木(種子)代、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費、階段作設費等</p> <p>(なら、くぬぎ等)</p> <p>地床かき起費、支障物除去費、不良木とう汰費、不要ぼう芽除去費、苗木(種子)費、苗木(種子)運搬費、仮植費、植付費、播種費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等</p> <p>(竹)</p> <p>不良木竹の伐採整理費、支障物除去費、竹苗費、竹苗堀取費、竹苗運搬費、仮植費、植付費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等</p> <p>苗木費、苗木運搬費、仮植費、植付費等</p> <p>下刈費、雪起こし費、根踏み費、台切り費、芽かき費、ぼうが整理費、肥料費、肥料運搬費、施肥費等</p>
<p>2 工事雑費</p>	<p>附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。</p>

(2) 共同利用機械器具

別表2の事業メニュー欄のうち、㉑の生産性農業用機械施設及び㉒の林業機械施設に係るものその他の共同利用機械器具の購入（以下「共同利用機械器具の購入」という。）に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

<p>1 機械器具費</p> <p>(a) 本機購入費</p> <p>(b) 附属機械器具購入費</p>	<p>機械器具は、汎用性がないものに限る。</p>
<p>2 工事雑費</p>	<p>本機及び附属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料（車両購入費にあつては、重量税、取得税及び自動車損害賠償責任保険料を含む。）</p> <p>ただし、現地着単価によって購入するときは、運送料を除くものとする。</p>

(3) 建築工事及び製造請負工事

農地等の整備及び共同利用機械器具の購入以外のもの（以下「建築工事及び製造請負工事」という。）の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費 (a) 建築工事費 (b) 製造請負工事費 (c) 機械器具費	機械器具は、汎用性がないものに限る。
2 実施設計費	
3 工事雑費	附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。

(4) 創意工夫発揮事業

第7の4の創意工夫発揮事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、実施する事業の内容に応じて(1)から(3)までの規定を準用する。

(5) 農山漁村活性化施設整備附帯事業

第7の5の農山漁村活性化施設整備附帯事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 報酬	委員手当
2 賃金	日々雇用者賃金、技術補助員等
3 報償費	謝金
4 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
5 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費、食糧費（茶菓子賄料等）、資料購入費、修繕費等 なお、食糧費の取扱いは、公共事業の補助事業における食糧費の用途等について（平成7年11月20日付け7経第1740号農林水産事務次官依命通知。）に基づくものとする。
6 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、広告料等
7 委託料	登記事務、測量及びコンサルタント等の委託料等
8 使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
9 物品・備品購入費	事業の実施に必要な物品、事業用備品等の購入費（原則として、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超えるものを除く。）
10 調査試験費	調査試験・研修等のための技術指導費、調査試験記帳手当、資材・原材料費、構築物設置費等

(6) 附帯事務費

ア 附帯事務費の額

交付対象となる附帯事務費の額は、交付対象事業に要する総事業費に附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の別表3に定める附帯事務費の率を乗じて得た額を上限とする。

イ 附帯事務費の使途基準

交付対象となる附帯事務費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の1によるものとする。

ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品の購入経費については、原則として交付の対象としない。

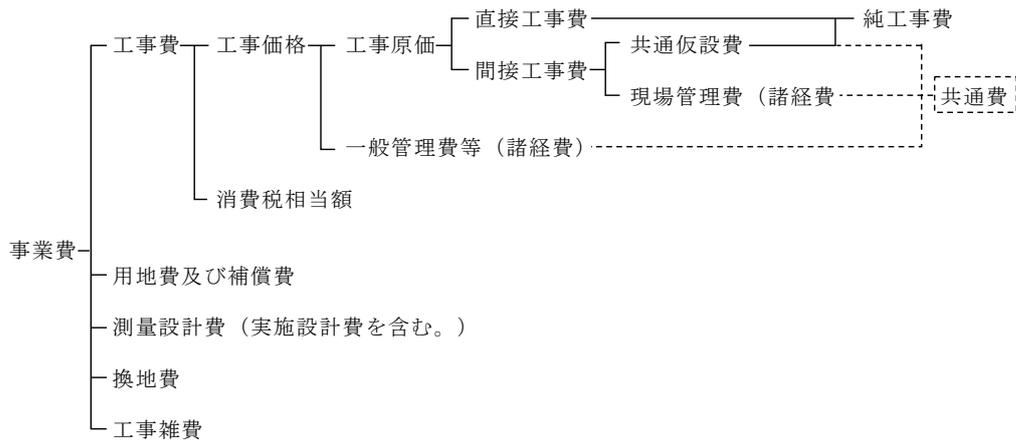
2 交付対象事業費の構成

1の(1)から(3)までの交付対象事業費の構成は、次を標準とするものとする。

(1) 土地基盤の整備

ア 請負施行の場合

(ア) 農地等の整備

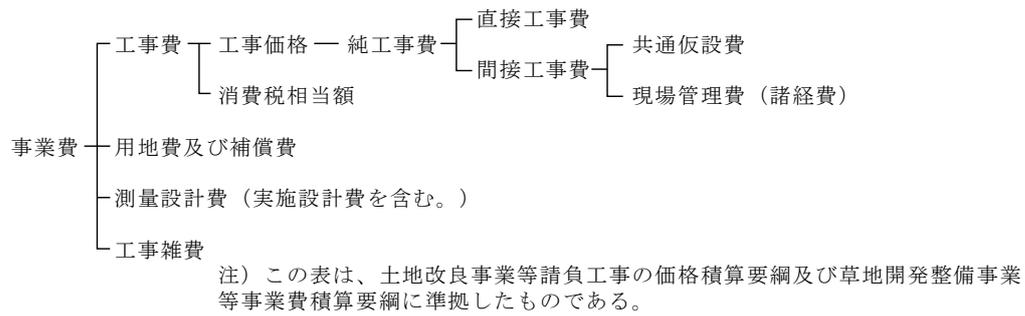


注) この表は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)及び草地開発整備事業等事業費積算要綱(昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知)に準拠したものである。

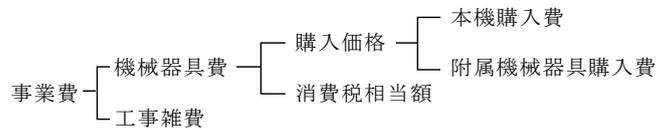
(イ) 林地等の整備



イ 直営施行の場合

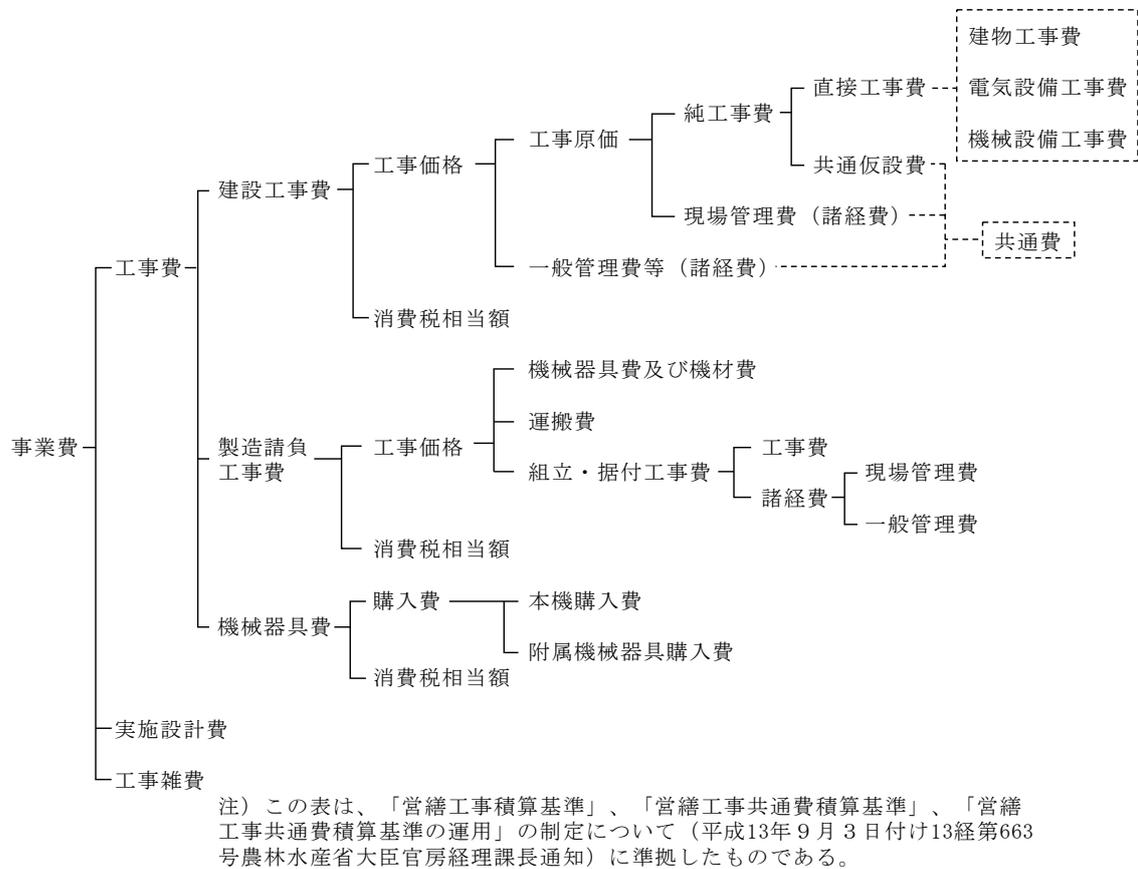


(2) 共同利用機械器具

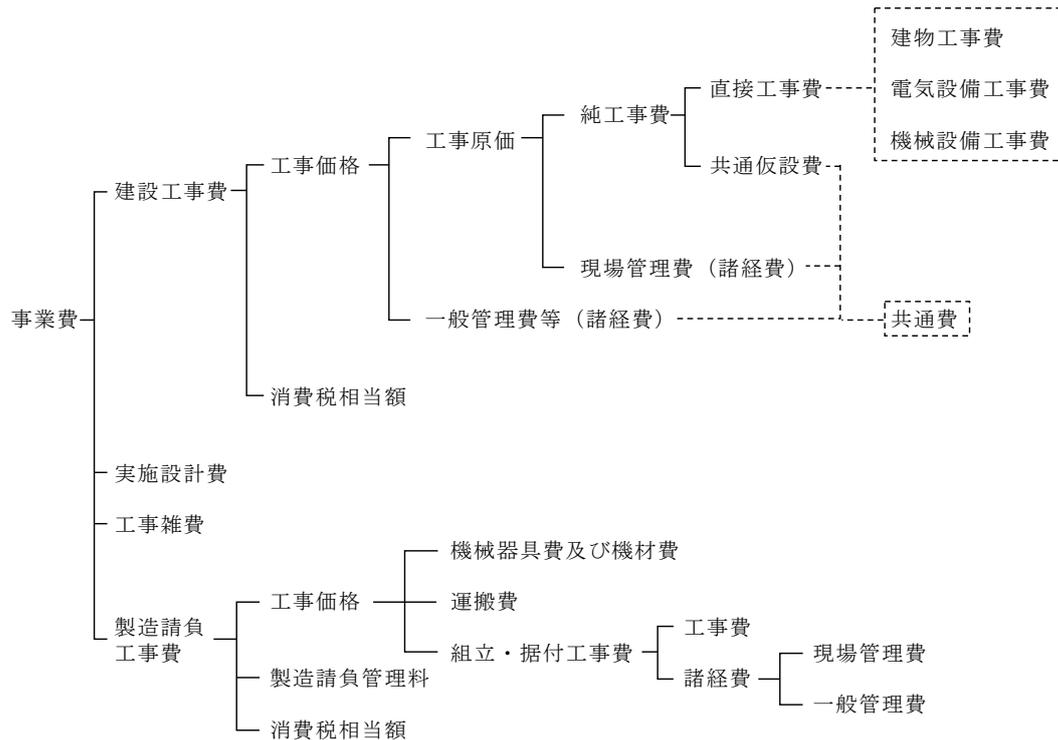


(3) 建築工事及び製造請負工事

ア 請負施行の場合



イ 代行施行の場合



3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、一の事業が二以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合は、交付対象事業費の構成、積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。ただし、(1)にあつては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料のみ計上できるものとする。

(1) 土地基盤の整備

ア 工事費

(ア) 積算の方法

- a 土地基盤の整備は、原則として、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和 52 年 2 月 14 日付け 52 構改 D 第 24 号農林水産事務次官依命通知）、土地改良事業等請負工事積算基準（平成 5 年 2 月 22 日付け 5 構改 D 第 49 号農林水産省構造改善局長通知）、草地開発整備事業等事業費積算要綱（昭和 46 年 4 月 19 日付け 46 畜 B 第 9545 号農林省畜産局長通知）その他実施しようとする事業と同種の団体営級の公共事業の基準に準じて積算するものとする。
- b 林道・作業道等については、別表 2 の事業メニュー欄に掲げる⑫の林道・作業道その他これに類する工事は、森林整備事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業標準歩掛（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号農林水産省林野庁長官通知）、森林整備事業建設機械経費積算要領（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計

第134号農林水産省林野庁長官通知)、森林整備事業建設機械等賃貸積算基準(平成11年4月1日付け11林野計第135号農林水産省林野庁長官通知)、森林整備事業に係る仮設材損料算定基準(平成11年4月1日付け11林野計第136号農林水産省林野庁長官通知)及び森林整備事業に係る仮設材賃料算定基準(平成11年4月1日付け11林野計第137号農林水産省林野庁長官通知)に準じて積算するものとする。

なお、上記通知で規定する指導監督費は、1の(6)のアの附帯事務費の額に含むものとする。

(イ) 支給品費等の取扱い

支給品費及び地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である事業の現場管理費及び一般管理費等並びに工事雑費の積算の取扱いについては、(3)に定めるところによるものとする。

イ 測量設計費

測量設計費は、工事のための測量、試験、設計等に必要な委託費又は請負費とする。

ウ 用地費及び補償費

(ア) 用地費及び補償費は、土地基盤整備等における用地の買収費、工事に伴う補償金、補償工事費等とする。

(イ) 土地基盤整備等に係る用地の買収又は賃借に要する費用及び補償費の積算は、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定についてに準じて行うものとする。

(2) 共同利用機械器具

機械器具のみの購入に係るものについては、本機購入費、附属機械器具購入費等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

なお、機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確とした上で、性能の比較検討等を行うものとする。

また、工事雑費の積算の取扱いについては、(3)のウに定めるところによるものとする。

(3) 建築工事及び製造請負工事

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

(ア) 積算の方法

a 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実効価格によるものとし、建設工事費については直接工事費及び共通費、製造請負工事費については機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費、機械器具費については本機購入費及び附属機械器具購入費に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備、機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費、

一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

また、製造請負工事費及び機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確とした上で、性能の比較検討等を行うものとする。

- b 建築工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

(イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に原則として無償で支給する工事材料費として、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料を支給する場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討した上で、支給することが工事費の低減になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 古品又は古材

- a 古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。
- b 請負工事にあつては、当該工事に使用される古品又は古材は、事業実施主体からの支給品として取り扱うものとする。

(エ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工施用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用

整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技術管理費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(オ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等又は直営施行における地方公共団体等が出資する法人が必要とする、次の表 1 に掲げる現場管理費及び次の表 2 に掲げる一般管理費とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。
- ただし、直営施行における地方公共団体等が出資する法人の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

表 1 現場管理費

区 分	内 容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金

福利厚生費	保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額 現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞、図書、雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

表2 一般管理費

区 分	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金(退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。)
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額

租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

(カ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質、その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の用途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付の対象としないものとする。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合には、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の規定にかかわらず、一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が計画主体と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具及び機材費、運搬費並びに組立・据付工事費の5%に相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事ごとに適用するものとする。

ただし、次の要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約ごとに適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合には、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

(ア) 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

(イ) 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

(ウ) 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが

困難であること。

オ 合体施行

合体により施設整備を実施する場合の施設費の交付対象となる経費と交付対象とならない経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した適正な方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。

また、実施設計費及び工事雑費については、それぞれの事業費の割合に応じて按分するなど適正に行うものとする。

第 15 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届け

事業実施主体は、施設等ごとに工事が完了したときは、速やかにその旨を文書により計画主体に届け出るものとする。

計画主体は、必要に応じて当該工事のしゅん功検査を実施し、不適正な事態がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

2 事業の実績報告

(1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書（交付要綱第 15 の実績報告書をいう。以下同じ。）に出来高設計書を添付して、計画主体にこれらを提出し実績を報告するものとする。

なお、計画主体は当該報告がなされた場合には、交付決定に基づく交付対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

(2) 計画主体である事業実施主体は、実績報告書に出来高設計書、事業完了後の施設等の写真、領収書等を添付して、当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長等にこれらを提出し実績を報告するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届、建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第 16 事業実施後の評価等

1 事業実施後の評価等

(1) 事業活用活性化計画目標等に係る事業実施後の評価は、次に定めるところにより、当該活性化計画が終了する年度の翌年度以降に実施するものとし、交付対象事業に係る事業実施後、原則として 3 年間の効果発現状況を把握する期間（以下「評価期間」という。）を確保するものとする。

ア 計画主体は、事業活用活性化計画目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性等について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するものとする。

イ 計画主体は、活性化計画に目標を記載した場合、目標の達成状況等について評価を行い、評価内容の妥当性等について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その結果を公表するよう努めるものとする。

ウ 計画主体は、ア及びイの第三者の意見を付して、公表した評価を地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告するものとする。評価の報告は、事業活用活性化計画目標等評価報告書（以下「評価報告書」という。）により、参考様式6を用いて評価期間の終了直後の9月末日までに行うものとする。なお、評価期間中に事業活用活性化計画目標の達成率が70%以上となる場合には、評価開始から3年目の9月末日までに評価報告書を提出できるものとする。

エ 農林水産大臣は、ウの規定により評価の報告を受けたときは、その結果を踏まえて、翌年度以降の交付金の配分を適正に行うものとする。

(2) 中間点検

4年間以上の期間が設定された活性化計画については、計画期間の3年度目の年度末に事業活用活性化計画目標の達成状況の中間点検を行うよう努めるものとする。

(3) 事業実施後の評価後の措置

ア (1)の事業実施後の評価の結果、事業活用活性化計画目標の各評価指標の達成率が70%未満である場合、計画主体は、その要因を分析し、推進体制及び施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画を作成し、改善計画の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、公表するものとする（自然災害、経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態が生じた場合を除く。）。また、計画主体が事業実施主体でない場合には、事業実施主体に対し施設等の運営方法や利用形態等の改善について指導し、必要に応じて、当該施設等の利用に係る計画の変更等の所要の手続を行うものとする。

イ 計画主体は、アの第三者の意見を付して、公表した改善計画を地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

ウ イの規定により提出を受けた農林水産大臣は、目標の達成が見込まれない（事業活用活性化計画目標の達成率が50%未満であることをいう。）計画主体に対して、重点的に指導、助言等を行うものとする。

エ 事業活用活性化計画目標の各評価指標の達成率が70%未満である計画主体については、農林水産大臣は、改善が見込まれるまでの間、当該計画主体の他の活性化計画に対する交付金の交付を見合わせることもできるものとする（自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態が生じた場合を除く。）。

オ アの規定による改善計画の作成を要しない場合であっても、事業活用活性化計画目標に達していない場合、計画主体は、目標達成に向けた自主的な取組を行うものとする。

この場合には、国は、目標達成に向けた取組状況を定期的に調査するものとする。

(4) 公表

(1)のアの評価結果及び(3)のアの改善計画の公表については、第5の6の規定を準用する。

2 計画主体による施設等の利用状況の把握

計画主体は、交付対象事業の効果が十分に発現しているかどうかについて、事業実施主体が利用計画において定める、施設等の利用に係る目標値に対する実績値を毎年度の確に把握するものとする。施設等の利用状況が3年間継続して低調（目標値に対

する実績値の達成率が3年間連続して70%未満であることをいう。)である場合、計画主体は、その要因を分析し、改善に向けた取組を行うものとする。計画主体が事業実施主体でない場合には、計画主体は、事業実施主体に対し施設等の運営方法や利用形態等の改善について指導するものとする。

第17 収益納付

- 1 実施要綱第7の収益の納付については、その対象となる収益の生ずる期間は、事業完了の翌年度以降の5年度の期間とする。
- 2 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された交付金額をそれまでに交付対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された交付金の総額から、交付金に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。

第18 災害等における緊急事業

災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農村振興局長が特に必要と認める場合にあっては、この要領の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定めるところにより、緊急に事業を実施することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、農山漁村振興交付金実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知）は、廃止する。
- 3 2の通知によって平成29年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度までに着手した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

(別紙)

事業活用活性化計画目標及び評価指標について

実施要領の第5の2の(5)の事業活用活性化計画目標及び評価指標の項目は以下のとおりとする。

1 事業活用活性化計画目標

- ・子ども農山漁村交流の促進
- ・農林水産物等の販売・加工促進
- ・農山漁村への定住促進
- ・農観連携・グリーンツーリズムの促進
- ・農福連携の促進
- ・山村活性化の促進
- ・農山漁村における雇用の増大

2 評価指標

農山漁村定住促進対策型	農山漁村交流対策型
<ul style="list-style-type: none">・雇用者数（新規就農者等を含む）の増加・地域産物の販売額の増加・定住人口の維持・増加	<ul style="list-style-type: none">・滞在者数及び宿泊者数の増加・地域産物の販売額の増加・交流人口の増加

別表 1

交付対象事業	事業実施主体	要件	交付額算定交付率
<p>(1) 生産基盤及び施設の整備 (活性化法第5条第2項第2号イ)</p> <p>基盤整備</p> <p>生産機械施設</p> <p>処理加工・集出荷貯蔵施設</p> <p>新規就業者等技術習得管理施設</p>	<p>都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村からその経費の一部に対して補助を受けて交付対象事業を実施する農林漁業団体等 (活性化法第5条第4項に定める農林漁業団体等をいう。) であって以下に掲げるものとし、別表2に定める要件類別ごとに別表3に定めるものとする。</p> <p>都道府県、市町村、特別区、地方公共</p>	<p>活性化計画の区域における定住等の促進に資するため、基幹産業である農林漁業の振興を図ることが必要であり、かつその振興に寄与すると認められること。</p> <p>また、以下のいずれかに該当する施設等であること。</p> <p>(1) 農林漁業体験等により児童を農山漁村へ受入れるために必要な施設等であること</p>	<p>定額、1/2</p> <p>ただし、奄美群島 (奄美群島振興開発特別措置法 (昭和29年法律第189号) 第1条に定める奄美群島をいう。) は6/10又は5.2/10、六法指定地域等 (次の(1)から(7)までの要件のいずれかに該当する地域をいう。) は5.5/10、4.5/10、4/10又は1/3とする。</p>
<p>(2) 生活環境施設の整備 (活性化法第5条第2項第2号ロ)</p> <p>簡易給排水施設等</p> <p>農山漁村定住促進施設</p>	<p>都道府県、市町村、特別区、地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、農地中間管理機構、農業委員会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、流域森林・林業活性化センター、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産業協同組合 (水産業協同組合法 (昭和23年法律第242号) 第2条に定める水産業協同組合をいう。以下同じ。)、農林漁業者の組織する団体、中小企業等協同組合 (中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) 第3条に定める中小企業等協同組合をいう。以下同じ。)、一般社団法人又は一般財団法人 (農山漁村の活性化等をその目的とする法人に限る。以下同じ。)、教育委員会、PFI事業者 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号) 第2条第5項に定める選定事業者をいう。以下同じ。)、NPO法人、地域協議会、地域再生推進法人 (地域再生法 (平成17年法律第24号) 第19条第1項に定める地域再生推進法人をいう。以下同じ。)、計画主体が指定した者、地方公共団体の一部事務組合、受入地域協議会 (市町村のほか、農林漁家民宿、民泊の受入を行う農林漁家等で組織する協議会をいう。以下同じ。)、地方公共団体が組織する法人、地方公共団体の組合。</p>	<p>(2) 農林水産物の高付加価値化や生産者の販売力強化等に必要な施設等であること</p> <p>(3) 農山漁村に定住する契機となるために必要な施設等であること</p> <p>(4) 地域の食と農の魅力を活かした体験等の受入体制構築に必要な施設等であること</p> <p>(5) 障害者等の就農支援に必要な施設等であること</p> <p>(6) 振興山村の地域資源を活用した商品開発等の付加価値向上、域内消費、販売促進等の取組に必要な施設等であること</p> <p>(7) 農山漁村における雇用の増大を図るために必要な施設等であること</p> <p>そのほか、別表2に定める要件類別ごとに別表3に定めるものとする。</p>	<p>(1) 山村振興法 (昭和40年法律第64号) 第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村</p> <p>(2) 過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号) 第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域 (同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)</p> <p>(3) 離島振興法 (昭和28年法律第72号) 第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>(4) 半島振興法 (昭和60年法律第63号) 第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域</p> <p>(5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成5年法律第72号) 第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域</p> <p>(6) 豪雪地帯対策特別措置法 (昭和37年法律第73号) 第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯</p> <p>(7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法 (昭和27年法律第135号) 第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域 (水田地帯を除く。)</p> <p>ただし、別表2に定める要件類別ごとに別表3に定めるものとする。</p>
<p>(3) 地域間交流拠点施設の整備 (活性化法第5条第2項第2号ハ)</p> <p>地域資源活用総合交流促進施設</p> <p>農山漁業・農山漁村体験施設</p> <p>自然環境等活用交流学习施設</p>	<p>都道府県、市町村、特別区、地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、農地中間管理機構、農業委員会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、流域森林・林業活性化センター、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産業協同組合 (水産業協同組合法 (昭和23年法律第242号) 第2条に定める水産業協同組合をいう。以下同じ。)、農林漁業者の組織する団体、中小企業等協同組合 (中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) 第3条に定める中小企業等協同組合をいう。以下同じ。)、一般社団法人又は一般財団法人 (農山漁村の活性化等をその目的とする法人に限る。以下同じ。)、教育委員会、PFI事業者 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号) 第2条第5項に定める選定事業者をいう。以下同じ。)、NPO法人、地域協議会、地域再生推進法人 (地域再生法 (平成17年法律第24号) 第19条第1項に定める地域再生推進法人をいう。以下同じ。)、計画主体が指定した者、地方公共団体の一部事務組合、受入地域協議会 (市町村のほか、農林漁家民宿、民泊の受入を行う農林漁家等で組織する協議会をいう。以下同じ。)、地方公共団体が組織する法人、地方公共団体の組合。</p>	<p>(1) 農林漁業体験等により児童を農山漁村へ受入れるために必要な施設等であること</p> <p>(2) 農林水産物の高付加価値化や生産者の販売力強化等に必要な施設等であること</p> <p>(3) 農山漁村に定住する契機となるために必要な施設等であること</p> <p>(4) 地域の食と農の魅力を活かした体験等の受入体制構築に必要な施設等であること</p> <p>(5) 障害者等の就農支援に必要な施設等であること</p> <p>(6) 振興山村の地域資源を活用した商品開発等の付加価値向上、域内消費、販売促進等の取組に必要な施設等であること</p> <p>(7) 農山漁村における雇用の増大を図るために必要な施設等であること</p> <p>そのほか、別表2に定める要件類別ごとに別表3に定めるものとする。</p>	<p>(1) 山村振興法 (昭和40年法律第64号) 第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村</p> <p>(2) 過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号) 第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域 (同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)</p> <p>(3) 離島振興法 (昭和28年法律第72号) 第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>(4) 半島振興法 (昭和60年法律第63号) 第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域</p> <p>(5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成5年法律第72号) 第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域</p> <p>(6) 豪雪地帯対策特別措置法 (昭和37年法律第73号) 第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯</p> <p>(7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法 (昭和27年法律第135号) 第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域 (水田地帯を除く。)</p> <p>ただし、別表2に定める要件類別ごとに別表3に定めるものとする。</p>
<p>(4) その他省令で定める事業 (活性化法第5条第2項第2号ニ)</p> <p>地域資源活用起業支援施設</p> <p>地域資源循環活用施設</p> <p>地域住民活動支援促進施設</p> <p>農地等補完保全整備</p> <p>景観・生態系保全整備</p>	<p>都道府県、市町村、特別区、地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、農地中間管理機構、農業委員会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、流域森林・林業活性化センター、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産業協同組合 (水産業協同組合法 (昭和23年法律第242号) 第2条に定める水産業協同組合をいう。以下同じ。)、農林漁業者の組織する団体、中小企業等協同組合 (中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) 第3条に定める中小企業等協同組合をいう。以下同じ。)、一般社団法人又は一般財団法人 (農山漁村の活性化等をその目的とする法人に限る。以下同じ。)、教育委員会、PFI事業者 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号) 第2条第5項に定める選定事業者をいう。以下同じ。)、NPO法人、地域協議会、地域再生推進法人 (地域再生法 (平成17年法律第24号) 第19条第1項に定める地域再生推進法人をいう。以下同じ。)、計画主体が指定した者、地方公共団体の一部事務組合、受入地域協議会 (市町村のほか、農林漁家民宿、民泊の受入を行う農林漁家等で組織する協議会をいう。以下同じ。)、地方公共団体が組織する法人、地方公共団体の組合。</p>	<p>(1) 農林漁業体験等により児童を農山漁村へ受入れるために必要な施設等であること</p> <p>(2) 農林水産物の高付加価値化や生産者の販売力強化等に必要な施設等であること</p> <p>(3) 農山漁村に定住する契機となるために必要な施設等であること</p> <p>(4) 地域の食と農の魅力を活かした体験等の受入体制構築に必要な施設等であること</p> <p>(5) 障害者等の就農支援に必要な施設等であること</p> <p>(6) 振興山村の地域資源を活用した商品開発等の付加価値向上、域内消費、販売促進等の取組に必要な施設等であること</p> <p>(7) 農山漁村における雇用の増大を図るために必要な施設等であること</p> <p>そのほか、別表2に定める要件類別ごとに別表3に定めるものとする。</p>	<p>(1) 山村振興法 (昭和40年法律第64号) 第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村</p> <p>(2) 過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号) 第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域 (同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)</p> <p>(3) 離島振興法 (昭和28年法律第72号) 第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>(4) 半島振興法 (昭和60年法律第63号) 第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域</p> <p>(5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成5年法律第72号) 第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域</p> <p>(6) 豪雪地帯対策特別措置法 (昭和37年法律第73号) 第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯</p> <p>(7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法 (昭和27年法律第135号) 第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域 (水田地帯を除く。)</p> <p>ただし、別表2に定める要件類別ごとに別表3に定めるものとする。</p>
<p>(5) (1) から (4) までの事業と一体となって実施する事業事務 (活性化法第5条第2項第3号)</p> <p>創意工夫発揮事業</p> <p>農山漁村活性化施設整備附帯事業</p>	<p>—</p>	<p>活性化計画の区域における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、(1) から (4) までの事業と一体となって、その効果を増大させるため実施する必要があると認められること。</p>	<p>一体となって実施する (1) から (4) までの事業の交付率と同率とする。</p> <p>ただし、農山漁村活性化施設整備附帯事業については、1/2とする。</p>

別表2（事業メニューごとの要件類別）

交付対象事業	事業メニュー	要件類別	
		1 農山漁村 定住促進対策型	2 農山漁村 交流対策型
（1）生産基盤及び施設の整備（活性化法第5条第2項第2号イ）			
基盤整備	① 農業用排水施設（※）		
	② 農業用道路（※）		
	③ 暗渠排水（※）		
	④ 客土（※）		
	⑤ 区画整理（※）		
	⑥ 農地造成（※）		
	⑦ 農用地保全（※）		
	⑧ 交換分合（※）		
	⑨ 土地改良施設保全	○	
	⑩ 農業集落道	○	
	⑪ 連絡農道	○	
	⑫ 林道・作業道	○	
生産機械施設	⑬ 高生産性農業用機械施設	○	
	⑭ 農業経営改善安定機械施設	○	
	⑮ 林業機械施設	○	
	⑯ 特用林産物生産施設	○	
処理加工・集出荷貯蔵施設	⑰ 農林水産物処理加工施設	○	
	⑱ 農林水産物集出荷貯蔵施設	○	
新規就業者等技術習得管理施設	⑲ 新規就業者等技術習得管理施設	○	
（2）生活環境施設の整備（活性化法第5条第2項第2号ロ）			
簡易給排水施設等	⑳ 簡易給排水施設	○	
	㉑ 飲雑用水・防災安全施設	○	
農山漁村定住促進施設	㉒ 農山漁村定住促進施設	○	
（3）地域間交流拠点施設の整備（活性化法第5条第2項第2号ハ）			
地域資源活用総合交流促進施設	㉓ 都市農山漁村総合交流促進施設		○
	㉔ 廃校・廃屋等改修交流施設	○	○
	㉕ 木材利活用促進施設		○
	㉖ 地域資源活用交流促進施設		○
	㉗ 地域連携販売力強化施設	○	○
農林漁業・農山漁村体験施設	㉘ 農林漁業・農山漁村体験施設	○	○
自然環境等活用交流学習施設	㉙ 自然環境保全・活用交流施設		○
	㉚ 宿泊体験活動受入拠点施設		○
	㉛ 教養文化・知識習得施設		○
（4）その他省令で定める事業（活性化法第5条第2項第2号ニ）			
地域資源活用起業支援施設	㉜ 地域資源活用起業支援施設	○	
地域資源循環活用施設	㉝ リサイクル施設	○	
	㉞ 自然・資源活用施設	○	
地域住民活動支援促進施設	㉟ 高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	○	○
	㊱ 船舶離発着施設	○	○
農地等補充保全整備	㊲ 産地振興追加補完整備	○	
	㊳ 小規模農林地等保全整備	○	
景観・生態系保全整備	㊴ 景観・生態系保全整備	○	○

（※）事業メニュー欄のうち、①の農業用排水施設から⑧の交換分合までについては、第8の2の（26）に規定する場合に実施可能。

別表3 (要件類別ごとの要件等)

<p>1. 農山漁村定住促進対策型</p> <p>本要件類別に該当する事業の実施については、中山間地域等における定住等の促進を図り、農山漁村の活性化を推進するため、第1から第4までに掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 事業実施主体 別表4に定めるほか、第1及び第2に掲げるとおりとする。</p> <p>(2) 交付額算定交付率 第1から第4までは1/2とする。ただし、第1において定めるものにあつては、この限りではない。</p> <p>(3) 対象地域 ア 第1の1の(1)から(8)までの対象地域は、別表1の交付額算定交付率欄の(1)から(5)までの地域及びこれらに準ずる地域であつて、人口が相当程度減少し、かつ高齢化が著しく進行している地域など計画主体が特に必要と認める地域(以下「五法指定地域等」という。)とする。ただし、次の場合は、対象地域とすることができるものとする。 (ア) 自然的、社会的、経済的条件、地域的なまとまり又は市町村の面積に占める対象地域の割合等からみて、五法指定地域等以外の地域と併せて対象地域として実施することが適当であると計画主体が認める場合にあつては、当該地域を併せて対象地域とすることができるものとする。 (イ) 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域等の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであつて、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に⑦地域連携販売力強化施設及び⑧農山漁村定住促進施設のうちの施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあつては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。 イ 第1の1の(9)から(13)まで及び第2から第4までの対象地域は、それぞれに掲げるとおりとする。</p>
--

<p>第1 農村地域等振興支援</p> <p>1 事業内容 本支援に該当する事業の内容は、次に掲げる施設等の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。</p> <p>(1) 地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農林漁業等の確立による農林漁業等の振興のために必要な生産基盤・生産機械施設等の整備</p> <p>(2) 地域の特性を活かした森林資源や林業等の振興のために必要な生産基盤・生産施設等の整備</p> <p>(3) 地域の特性を活かした水産業等の振興のために必要な生産施設の整備</p> <p>(4) 地域の特産品等を活用した就業・所得機会の創出に必要な施設等の整備</p> <p>(5) 森林や遊休農地等の適正な利用を図るとともに集落機能・地域景観の保全等を通じて、多面的機能の維持保全を図るために必要な施設の整備</p> <p>(6) 里地や棚田等において、多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生のために必要な施設等の整備</p> <p>(7) 地域住民が豊かで住み良い生活を享受し得る快適な生活空間の形成を図るために必要な施設等及び高齢者の生きがい発揮と女性の能力を十分発揮するために必要な施設等の整備</p> <p>(8) 農村の空き家・廃校等の地域資源を活用して、住みよい環境づくりを推進するために必要な田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等の整備</p> <p>(9) 高付加価値化による輸出や地域ブランドの確立、低コスト化による中食加工用途への供給など農畜産物産地の創意工夫ある取組を促進するため、既存の生産基盤に対する補完的又は追加的整備及び関連する施設の整備</p> <p>(10) 農山漁村における受入機能の強化のために必要な施設等の整備</p> <p>(11) 良好な農山漁村景観の再生・保全に資する土地改良施設等の整備、改修又は修景、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するための地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備及び農業・農村のもつ多面的機能の十分な発揮を図るための自然再生の視点に基づく環境創造型の整備</p> <p>(12) 新用途米穀の需要に応じた定着拡大に資することを目的とした機械・施設の整備及び推進活動</p> <p>(13) 再生可能エネルギー供給施設及びこれらの附帯施設の整備</p>

事業メニュー	事業の内容
<p>基盤整備</p> <p>⑨土地改良施設保全</p> <p>(1) 農道保全対策</p> <p>(2) 安全施設整備</p> <p>(3) 農村のみち整備</p>	<p>既設の農道について、点検診断、機能保全を図るための更新整備及び機能強化を通じて整備水準の向上を図るための保全対策整備</p> <p>農業用排水施設等(用排水路、ため池、頭首工、機場及びこれらに附帯する施設)の安全施設(フェンス、ふた、スクリーン等)の整備</p> <p>地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶ農道又は農業集落道の整備であつて、次に掲げるもの。</p> <p>ア 既設の農道や農業集落道等のネットワーク機能を補完することで交流拠点の振興に資する農道及び農業集落道の整備</p> <p>イ 歴史的又は文化的価値を有する農村の古道等(農業集落道等)の整備・再生</p> <p>ウ 農村の交流拠点の間を連絡する散策道の整備</p> <p>エ 既設農道及び農業集落道の補修・更新</p>

⑩農業集落道	農業集落の周辺における農道を補完し、主として集落から農地等への連絡、農業機械の運行等の農業生産活動、土地改良施設等の保全活動及び農産物の運搬等に供する農業集落道の新設、改良、改修及びこれらの附帯施設の整備
⑪連絡農道	農業集落の周辺における農道を補完し、農業用施設等と農地等との連絡のための道路及びこれらの附帯施設の新設又は改良
⑫林道・作業道	林道並びに林業に供する作業道及び管理道の新設又は改良
生産機械施設 ⑬高生産性農業用機械施設	農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知。）の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及びこれらの附帯施設の整備
⑭農業経営改善安定機械施設	防除機能、土づくり機能、資材保管機能等をもつ共同施設と併せて、その受益地の地区内に設置される栽培機能のほかに育苗機能等を併せもつ生産機械施設及びこれらの附帯施設の整備
⑮林業機械施設	樹木の保育、伐採及び集材作業等に必要機械施設並びにこれらの附帯施設の整備
⑯特用林産物生産施設	きのご類等特用林産物の生産に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備
処理加工・集出荷貯蔵施設 ⑰農林水産物処理加工施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設の整備
⑱農林水産物集出荷貯蔵施設	ア 農林水産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物及びフレコンラック方式又はバラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等及びこれらの附帯施設の整備 イ 漁獲物の水揚げ・荷さばき施設、卸売場建物、製氷冷蔵施設、水産物冷蔵保管施設、検量施設等及びこれらの附帯施設の整備
新規就業者等技術習得管理施設 ⑲新規就農者等技術習得管理施設	栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の知識習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）、座学等を行う研修施設及び宿泊滞在施設等並びにこれらの附帯施設の整備
簡易給排水施設等 ⑳簡易給排水施設	農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設、し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等及びこれらの附帯施設の整備
㉑飲雑用水・防災安全施設	土地改良施設等の有する農業生産機能や多面的機能の維持保全を図る地域内外の活動又は地域等における営農の継続に必要な簡易な営農飲雑用水施設、簡易な防火水槽、消火栓、防犯灯及びこれらの附帯施設の整備
農山漁村定住促進施設 ㉒農山漁村定住促進施設	ア 新たに農林漁業又は農林漁業関係の地場産業等に従事し地域に定住しようとする者（以下「定住希望者」という。）が地域に定住するまでの一定期間、生活拠点とするための空き家等を活用した施設及びこれらの附帯施設の整備 イ 農山漁村に賦存する空き家・廃校等の地域資源を活用し、多機能な集落拠点づくりに必要となる施設及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ㉔廃校・廃屋等改修交流施設	農山漁村の空き家等を活用した新規就農者等のための研修・定住用の滞在施設及びこれらの附帯施設の整備
㉗地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（I T 関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ㉘農林漁業・農山漁村体験施設	市民農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設（休憩所、更衣室等）、農機具収納施設、コミュニティ広場、福祉活用促進施設及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用起業支援施設 ㉚地域資源活用起業支援施設	木工加工、陶磁器製作、山菜等の加工など地域に賦存する資源を活用した多様な就業・所得機会の創出に必要な施設等及びこれらの附帯施設の整備

<p>地域資源循環活用施設 ⑳リサイクル施設</p>	<p>家畜ふん尿、野菜残さ等を活用して堆肥を製造するための堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設の整備</p>
<p>㉑自然・資源活用施設</p>	<p>バイオマス、水力、風力、太陽光、廃棄物等の自然エネルギー供給施設等及びこれらの附帯施設の整備</p>
<p>地域住民活動支援促進施設 ㉒高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設</p>	<p>高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備</p>
<p>農地等補完保全整備 ㉓産地振興追加補完整備 (1) 農業用排水施設 (2) 農道 (3) 区画整理 (4) 暗渠排水 (5) 土層改良 (6) 農用地造成 (7) 農地保全 (8) 営農用水施設 (9) 生産環境整備 (10) 生産技術高度化施設 (11) 農作物被害防止施設 (12) 附帯整備 (13) 基本条件確保整備</p>	<p>既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な次の整備等とする。 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止又は変更 農用地の区画形質の変更 暗渠の新設又は変更 客土、混層耕、除礫、心土破碎、土壌改良及び土壌消毒 農用地の造成 農用地の保全のため必要な事業 農業経営に必要な営農用水供給施設及び飲雑用水供給施設の整備又は変更で共同利用に係るもの 農業競争力強化基盤整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2092号農村振興局長通知)別紙1-1の別表の区分欄の2の事業種類欄の(4)に掲げる事業及び区分欄の3に掲げる事業のうち農業生産に密接に関連するもの(営農用水施設を除く。) 農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設等及びこれらの附帯施設の整備 農業生産における被害を軽減するために必要な防霜施設、防風施設等及びこれらの附帯施設の整備 (1)から(8)までの事業と併せて行う優良品種系統等への改植・高接等の附帯整備 (1)から(8)までの事業と併せて行う周辺の耕作放棄地等(4の(9)のケに規定する耕作放棄地等をいう。)の解消のための基礎的整備</p>
<p>㉔小規模農林地等保全整備 (1) 景観保全型 (2) 集落機能・地域景観型 (3) 環境創造・保全型</p>	<p>美しい景観を形成する重要な要素となっている農地又は土地改良施設等の形態及び意匠に配慮した次の整備とする。 ア 農用地(造成される埋立地又は干拓地を含む。)につき行う区画整理(畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。)及びこれと関連がある他の工事を一体として行う整備又は修景 イ 農業用排水施設の新設、廃止、変更又は修景 ウ 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の新設、廃止、変更又は修景 エ 農用地開発事業及び農用地の改良又は保全のため必要な施設の新設、廃止、変更又は修景 オ 土地改良施設等保全 (ア) 農業用排水施設の保全 (イ) 農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の保全 (ウ) 農用地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護、土留工、承水路等の整備 ア 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 イ 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良 ウ 暗渠の新設又は変更 エ 客土(混層耕を含む。)、心土破碎及び畑地の層厚調整工等 オ 農用地(造成される埋立地又は干拓地を含む。)の区画形質の変更(畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。) カ 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 キ 農地の造成(水田から畑への地目変換を含む。)又は改良 ク 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護、土留工、承水路等の整備 ケ 林道及び作業路の開設改良、森林の保全管理及びこれらの附帯施設の整備 自然再生の視点に基づく次の整備とする。 ア 区画整理、耐久性畦畔、法面保護・補修、湧水処理、暗渠排水、客土、床締め及び土留工 イ 農道、農業用排水施設及びこれらの附帯施設の整備 ウ イの整備に係る跡地の整地</p>

	<p>エ 土地改良施設の有する多面的機能を維持するために必要な次の整備 (ア) 土地改良施設の補修 (イ) 土地改良施設の機能低下を防止するための沈砂池、承水路、集水路、水兼道路及びこれらに類する施設の整備 (ウ) 土地改良施設の管理に必要な管理用道路及びこれに類する施設の整備</p> <p>オ 農地の有する多面的機能を維持するために必要な次の整備 (ア) 農地の土砂流亡や法面の崩壊等を防止するための法面保護、土留工、承水路及びこれらに類する施設の整備 (イ) 農地の有する多面的機能の低下を防ぐための不用木除去及び跡地の整地</p> <p>カ 耕作放棄地を森林として利活用するために必要な不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、整地、土留工、管理道の設置及びこれらに類する整備（ただし、地拵え、植付け、播種、施肥等の森林造成に係るものを除く。）</p>
<p>景観・生態系保全整備 ㊸景観・生態系保全整備 (1) 景観保全型</p>	<p>農地又は土地改良施設と一体的なものであって、美しい景観形成に必要な次の整備とする。</p> <p>ア 家畜の飼養、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の改修又は修景。なお、営農飲雑用水施設には、次の施設を含むものとする。</p> <p>(ア) 簡易給水施設 農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設</p> <p>(イ) 簡易排水施設 し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等</p> <p>(ウ) 飲雑用水施設 飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水又は排水等取水から排水までの施設</p> <p>イ 農業用排水の水質保全又は機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれに附帯する処理施設等の改修又は修景</p> <p>ウ 農業者等農村在住者の健康増進と憩いの場を整備するための児童公園、運動広場、緑地等に係る利用施設及びこれに附帯する施設の改修又は修景</p> <p>エ 区画整理等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備に係る修景</p> <p>オ 農業集落の防災安全のための土砂崩落防止施設、防護柵、承水路、排水工、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火水槽、消火栓等の改修又は修景</p> <p>カ 農業集落排水施設、営農飲雑用水施設その他の公益施設の埋設工事に伴う不経済な道路の掘り返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための公共施設を収容する地下利活用施設の改修又は修景</p> <p>キ 農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化に配慮した施設、親水広場等の改修又は修景</p> <p>ク 公共広場、公共施設等の周辺環境の美化等を図るための施設の改修又は修景</p> <p>ケ 農村在住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の改修又は修景</p> <p>コ 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理再利用等の施設の改修又は修景</p> <p>サ 区画整理事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするものによる改修又は修景 (ア) 市民農園法第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備とこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの (イ) 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの (ウ) (ア) 又は (イ) に附帯して都市との交流のために必要な施設を対象とするもの</p> <p>シ 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境・生態系保全機能の増進を図るための施設の改修又は修景</p> <p>ス 農村地域における地域資源を利活用（処理及び再利用を含む。）し、農業生産の補完等を行うための施設の改修又は修景</p> <p>セ 農業生産活動又は農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備に係る改修又は修景</p> <p>ソ その他農村生活環境基盤施設の改修又は修景</p> <p>タ 美しい景観を形成する上で必要となる農業生産基盤施設及び農村生活環境基盤施設の周辺施設の改修又は修景。ただし、次の施設等及びこれらに類似する施設等は除くものとする。 (ア) 乾燥調製貯蔵施設、製糖工場等の大規模な施設 (イ) 文化教育、健康増進及び娯楽に供する施設 (ウ) 個人、民間団体等が所有する施設及び土地（農地を除く。） (エ) その他本施策の目的及び趣旨に合致せず、社会通念上ふさわしくないもの</p>

(2) 環境創造型

- 自然再生の視点に基づく次の整備とする。
- ア 土地改良施設等の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。
- (ア) 植栽による法面・畦畔の被覆
 - (イ) 法面の保護・補修
 - (ウ) 農業用排水路及び農業用ため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等）
 - (エ) 植樹、芝生及び緑化施設の整備
 - (オ) その他景観の保全施設の整備
- イ 土地改良施設等における自然再生の視点に基づき行われる次の生態系保全型の施設整備を行うものとする。
- (ア) 水田魚道
 - (イ) ビオトープ
 - (ウ) 農業用水路、農業用ため池等に設置する動植物生育施設（魚巢ブロック等）
 - (エ) 生き物が行き交うための、農道や水路等を横断する横断工
 - (オ) 緑の回廊（植栽、植木等）
 - (カ) 土砂の流出防止施設（沈砂池、法面保護等）
 - (キ) その他生態系の保全施設
- ウ ア及びイの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備

2 要件

- (1) 1の(1)において実施できる事業は、1の表の①連絡農道、⑬高生産性農業用機械施設、⑭農業経営改善安定機械施設、⑰農林水産物処理加工施設、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちのアの施設、⑲新規就農者等技術習得管理施設、⑳地域連携販売力強化施設、㉑リサイクル施設、㉒自然・資源活用施設及び㉓小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型のアからクまでとし、次の要件を満たすものとする。
- ア ⑭農業経営改善安定機械施設については、原則として、事業実施主体が当該施設を利用する農業者にリースすることを条件とし、次の要件を満たすものとする。
- (ア) 事業実施主体は、市町村、農業協同組合又は地方公共団体等が出資する法人とする。
 - (イ) リースする場合の利用者は、特定農山村法第5条に規定する農業経営改善安定計画の認定がなされ、又は当該認定が確実に見込まれる農業者の組織する団体の構成員及び新規就農者とし、事業実施主体の農業担当部局、農業協同組合営農指導部、農業委員会、地域農業改良普及センター等からなる施設利用者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の認定を受けた農業者とする。
- この場合、選定委員会は、利用者を特定農山村法第4条に基づき当該市町村が作成する農林業等活性化基盤整備計画に定められる農業の活性化の目標、あるいは農業経営改善安定計画に定められる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等の目標を達成できることが見込まれるものであることなどの基準により認定するものとする。
- (ウ) 対象施設は、防除機能、土づくり機能、資材保管機能等をもつ共同施設と併せて、その受益地区の地区内に設置される栽培機能のほか育苗機能等を併せ持つ生産機械施設であることとする。
 - (エ) 利用料金は、「事業費のうち事業実施主体負担額÷当該施設の耐用年数×年間管理費」以下であることとする。
 - (オ) 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設の維持管理を責任をもって実施するものであることとする。
 - (カ) 利用者は、機械・施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものとする。
 - (キ) 事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料の納入期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記された施設リース契約を締結するものとする。
- なお、事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、契約の締結に当たっては、あらかじめ計画主体と協議するものとする。
- イ ①連絡農道及び㉓小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型のアからクまでについては、受益面積が1事業地区についておおむね団体営（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条に定める要件を満たさない事業をいう。以下この別表において同じ。）級以下であること。
- ウ ㉒自然・資源活用施設のうち、発電設備については、別表2の交付対象事業欄の処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術習得管理施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設及び自然環境等活用交流学習施設の施設に附帯する設備とし、土地改良施設の維持管理費軽減を目的とする発電施設は交付対象としないものとする。
- (2) 1の(2)において実施できる事業は、1の表の㉔林道・作業道、㉕林業機械施設及び㉖特用林産物生産施設とし、㉔林道・作業道については、次の要件を満たすものとする。
- ア 林道開設は、都道府県有林以外の民有林を主たる開発対象とするものとし、その規模は、自動車道では利用区域の森林面積がおおむね10ha以上100ha未満、1路線の延長が200m以上とし、軽車道では利用区域の森林面積がおおむね10ha以上100ha未満であること。
 - イ 自動車道における改良工事の規模は、利用区域の森林面積がおおむね10ha以上100ha未満であること。
- (3) 1の(3)において実施できる事業は、1の表の⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちのイの施設とする。
- (4) 1の(4)において実施できる事業は、1の表の㉑地域資源活用起業支援施設とする。

- (5) 1の(5)において実施できる事業は、1の表の⑩連絡農道、⑭廃校・廃屋等改修交流施設及び⑳小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型とし、次の要件を満たすものとする。
- ア ⑳小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型の受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級以下とする。
- イ ⑳小規模農林地等保全整備のうち(2)集落機能・地域景観型のケの事業の内容欄の森林の保全管理にあつては、集落又は基幹施設周辺の5ha未満とする。
- (6) 1の(6)において実施できる事業は、1の表の⑩農業集落道、⑱飲雑用水・防災安全施設、㉑小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型及び㉒景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型とし、次の要件を満たすものとする。
- ア 次の(ア)から(ウ)までの要件をすべて満たす地域で実施するものとする。
- (ア) 市町村により、土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置がなされている市町村の区域
- (イ) 環境創造区域(田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について(平成14年2月14日付け13農振第2513号農林水産省農村振興局長・生産局長通知)第3の1の(3)のイに規定する環境創造区域をいう。以下同じ。)
- (ウ) 勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占める地域
- イ 原則として土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地を対象とする。ただし、㉑小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型のアからエまでを整備する場合を除く。
- ウ ㉑小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型のア及びイについては、アの(ウ)に規定する地域における農業生産条件を改善するため、地域の特性に即した農地の簡易な整備及び土地改良施設の整備を行うものとする。なお、各工種の合計の受益面積は1ha以上とする。
- (7) 1の(7)において実施できる事業は、1の表の⑩農業集落道、⑳簡易給排水施設及び㉓高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設とし、次の要件を満たすものとする。
- ア ⑳簡易給排水施設は、次の要件を満たすものとする。
- (ア) ⑳簡易給排水施設のうち簡易給水施設は、給水人口3人以上50人未満のものとする。
- (イ) ⑳簡易給排水施設のうち簡易排水施設は、次の要件をすべて満たしているものとする。
- a 本交付金で新たに整備される基幹的施設と各戸から排出される尿・生活雑排水を管路により一体的に集合処理するものとし、受益戸数が原則として3戸以上20戸未満のものとする。
- b 交付対象となる施設は、合併浄化槽及び基幹的施設から合併浄化槽に至る管路並びに各戸に至る末端管路とし、個人敷地内の施設については交付対象外とする。
- イ ㉓高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設は、次の要件を満たすものとする。
- (ア) 高齢者を対象とした施設の整備に当たっては、市町村農山漁村地域高齢者ビジョン(農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領(平成7年4月1日付け7農蚕第1804号農林水産事務次官依命通知)別表1の4の(3)のイに基づく市町村農山漁村地域高齢者ビジョンをいう。)、市町村老人福祉計画(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に基づく計画をいう。)等地域における高齢者対策に係る各種計画との整合性に配慮するものとする。
- (イ) 市町村長等は、地方公共団体の農林水産担当部局、厚生担当部局及び教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとする。
- (8) 1の(8)において実施できる事業は、1の表の㉔農山漁村定住促進施設とし、次の要件を満たすものとする。
- ア ㉔農山漁村定住促進施設のうちアの施設については、次の要件をすべて満たすものとする。
- (ア) 当該施設については、事業実施主体が所有又は使用权を有し、新たな農林漁業又は農林漁業関係の地場産業等に従事し、地域に定住しようとする者に貸し付けるものとする。
- (イ) 事業の実施に当たっては、定住希望者3人以上が受益者となるように当該施設の貸付期間を設定するなど、同一の定住希望者が当該施設を使用し続けることがないようにすること。
- イ ㉔農山漁村定住促進施設のうちイの施設については、次の要件をすべて満たすものとする。
- (ア) 空き家・廃校等の地域資源を活用するとともに、地域の核となる施設とするため、福祉・教育・観光等と連携し、二以上の機能を有するものとする。
- (イ) 原則として、当該施設の受益地内にある既存施設及び設備(以下「既存施設等」という。)を廃止、統合、移転、移築、更新のいずれかを伴う再編(以下「再編」という。)を行うものとする。ただし、既存施設等の廃止のみをもって再編とすることはできない。
- (ウ) 既存施設等の更新については、次の要件をすべて満たすものとする。
- a 既存施設等の更新等を行うことによって、事業実施区域全体で施設の管理・運営の合理化や効率化が図られ、利便性の向上が見込まれること。
- b 更新する既存施設等は、㉔農山漁村定住促進施設のうちイの施設の機能を補完又は分担するものであること。
- c 既存施設等の更新を行うことにより、事業実施区域内での総事業費が相対的に低減するものであること。
- (エ) 補助施設において、適正化法第22条に規定する財産処分等に該当する場合は、適正化法及び補助施設に関する国庫補助事業の通知に基づく所要の手続を行うものとする。
- (オ) 計画主体は、本事業の実施に当たって総務省、国土交通省、厚生労働省に係る事業等との連携に配慮するものとともに、関係部局(農林水産担当部局、総務担当部局、厚生担当部局、教育委員会等)からなる推進体制の整備に努めるものとする。
- ウ 既存施設等の移転又は移築(撤去費用等を含む。)は、㉔農山漁村定住促進施設のうちイの施設として整備する場合に限るものとする。
- なお、補助施設の移転又は移築については、原則として10年以上経過し、かつ5年以上の活用が見込まれることを条件と

する。

(9) 1の(9)において実施できる事業は、1の表の⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設及び㉑産地振興追加補完整備とし、次の要件を満たすものとする。

ア 本事業に2つの型を置き、㉑産地振興追加補完整備は一般型又は実需者連携型の事業として、⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設は実需者連携型の事業として実施するものとする。

イ ㉑産地振興追加補完整備のうち(1)から(8)までについては、次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当するものであることが必要である。

(ア) 土地改良施設及び営農用水施設に対する追加的な整備

(イ) 土地改良施設及び営農用水施設の機能を補完するための整備

(ウ) 土地改良施設及び営農用水施設を利用した整備

(エ) 土地改良施設及び営農用水施設の機能向上を伴う更新整備

(オ) 基盤整備事業により整備された農用地の整備水準を向上・回復させる整備

(カ) 不要施設の廃止

(キ) 水田の畑地化整備(実需者連携型のみ)

ウ 畜産農家が活用できる事業は㉑産地振興追加補完整備の(8)に限る。

エ 本事業の実施において、農畜産物の高付加価値化による輸出、地域ブランドの確立や国産農畜産物の供給に向けた作物の栽培等のために事業実施主体が適当であると認める場合にあっては、土地改良事業計画設計基準等に基づく仕様によらず実施することができるものとする。なお、この場合にあっては、必要に応じ戦略的産地振興支援事業実施要綱(平成18年4月3日付け17農振第1940号農林水産事務次官依命通知)の第2の1の(1)に掲げる産地の高度化のための支援、食と地域の交流促進対策交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知)別表の事項の1の(6)の事業により検討された整備仕様等を活用することができるものとする。

オ 本事業のうち一般型の事業を実施する場合は、次の要件をすべて満たすものとする。

(ア) 畑地(不動産登記の地目上は田であるが、現在畑利用が行われており、今後とも畑利用が行われることが明らかな農地を含む。)を対象とすること。

(イ) 対象とする品目について既に市場において定常的な取引が行われているなど、既に一定の産地化が達成されている地区であることが確認できること。

(ウ) 当該地域における当該作物の生産を、都道府県が産地として振興していることが確認できること。

カ 本事業のうち実需者連携型の事業を実施する場合は、次の要件をすべて満たすものとする。

(ア) 畑作物を対象とすること(水田における転作・裏作で栽培される畑作物も含む。)

(イ) 生産者、実需者(当該地区で生産される農畜産物の安定的な確保を目的として、契約や出資等により当該地区の生産者と取引関係を構築する者又は農業生産へ直接参入する者のことをいう。)及び関係行政機関が構成員となった協議会組織があり、次の内容を含む計画が定められていること。

a 産地から実需者への農畜産物の供給の現状と見通し

b 実需者の農畜産物の需要の見通し

c 各年度における取組内容が明記された年次計画(最低3年間)

キ ㉑産地振興追加補完整備のうち(9)から(11)まで、⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設の整備に当たっては、1の表の㉑産地振興追加補完整備のうち(1)から(8)までのいずれか(以下「基幹メニュー」という。)と併せて行うものとする。ただし、実需者連携型においては、他の土地改良事業の実施(実施区域、実施時期からみて本事業と密接な関連性を有するものに限る。)をもって基幹メニューの実施とみなすことができる。

ク ㉑産地振興追加補完整備のうち(13)基本条件確保整備は、(1)から(12)までの整備を実施する地区(以下「本体整備地区」という。)の次の要件を満たす周辺地区において、周辺耕作放棄地等の解消のため、農業用排水施設、農道、整地工等の基本的な整備を実施することとする。

(ア) 本体整備が実施されている行政区内であること。

(イ) 本体整備地区の産地育成・強化のために整備を行う必要があること。

(ウ) 次のいずれかに該当すること。

a 当該農地の整備の実施と本体整備地区の営農との間に直接的な関連性があること(この場合において、「直接的な関連性がある」とは、基本条件確保整備を実施しなければ本体整備地区内の営農に支障が生じる、あるいは基本条件確保整備を実施することにより本体整備地区内の営農が促進されることについて明確な因果関係が認められるものであって、本体整備地区内の受益者を特定した具体的な効果が認められることをいう。)

b 同一の農業用排水施設及び農道を共有する区域内にあること(この場合において、「共有する区域」とは、本体整備地区内を通過する農業用排水施設や農道の受益区域であり、かつ本体整備地区内の施設から直接の便益を受けている区域のことをいう。)

c その他、本体整備地区と一体的に取り扱うべき区域にあると認められること。ただし、複数の客観的な指標により一体性が確認できるとともに、基本条件確保整備を行わない場合に本体整備地区の産地育成・強化に大きな支障が生じることが具体的に認められるものであって、本体整備地区内の受益者を特定した具体的な支障が認められるものに限る。

ケ ㉑産地振興追加補完整備のうち(13)基本条件確保整備における耕作放棄地等とは、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するものとし、(イ)又は(ウ)の要件を満たすかどうかは、農地所有者等の自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手(平成16年4月1日農林水産省告示第891号農業経営基盤強化促進法施行令附則第2項の農林水産大臣の定める基準を定める件)第1号に規定する基準に適合する農業者若しくは農業者の組織する団体又は人・農地プラン(人・農地プランと関連施策の連携について(平成25年6月28日付け25経営第1044号農林水産事務次官依命通知)

第2の「人・農地プラン」をいう。)において地域の中心となる経営体に位置付けられたものをいう。)の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、市町村長が判断するものとする。

(ア) 現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

(イ) 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響等の観点から土地管理が行われている農地

(ウ) 現に耕作の目的に供されている農地であって、基盤整備地区に係る活性化法第6条第1項の規定に基づき、活性化計画を農林水産大臣に提出する時点において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を止める見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地

コ ⑬高生産性農業用機械施設の実施に当たっては、農業者が農業用機械を所有することは認めない。ただし、農業者が他の事業実施主体から当該機械をリースする方式は認める。なお、この場合、次の要件をすべて満たさなければならない。

(ア) 利用料金は、「事業費のうち事業実施主体負担額÷当該機械の耐用年数÷年間管理費」以下であること。

(イ) 利用者は、機械の利用を責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

(ウ) 事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料の納入期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリースの契約を締結するものであること。

サ ⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設の規模については、実需者との取引が確実にしている範囲に限る。

(10) 1の(10)において実施できる事業は、1の表の⑩農業集落道、⑭簡易給排水施設、⑯地域連携販売力強化施設、⑳農林漁業・農山漁村体験施設及び㉑高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設とし、次の要件を満たすものとする。

ア ⑩農業集落道及び⑭簡易給排水施設の整備に当たっては、対象地域が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第5条第1項に規定する市町村計画(交付対象計画の決定がなされた年度内に作成されることが確実に見込まれるものを含む。)に定める整備地区の区域であること。

イ ⑭簡易給排水施設は、(7)のアの要件を満たすこと。

ウ ⑯地域連携販売力強化施設及び㉑高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の整備に当たっては、当該施設が宿泊体験活動における受入機能の強化及びグリーン・ツーリズム等を通じた農山漁村の活性化を図るために必要な施設であること。

(11) 1の(11)において実施できる事業は、1の表の⑨土地改良施設保全、⑩農業集落道、⑫飲雑用水・防災安全施設、⑬小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型及び(3)環境創造・保全型のうちアからオまで並びに⑭景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型並びに(2)環境創造型のうちア及びイとし、次の要件を満たすものとする。

ア ⑨土地改良施設保全については、次の要件を満たすものとする。

(ア) (1)農道保全対策及び(2)安全施設整備については、受益面積がおおむね5ha以上であること。

(イ) (3)農村のみち整備については、市町村によって地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶルートが計画され、この計画に沿って行われる整備延長の合計が1km以上であること。

イ ⑬小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型及び⑭景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型については、次の要件を満たすものとする。

(ア) 良好な景観形成に取り組んでいる地域であること。

(イ) 農山漁村地域における美しい景観形成の取組による地域振興の観点による踏まえたものとする。

(ウ) 事業の実施地域における文化的景観の有する形態及び意匠を踏まえたものとする。

ウ ⑩農業集落道、⑫飲雑用水・防災安全施設、⑬小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型のうちアからオまで及び⑭景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型のうちア及びイについては、次の要件を満たすものとする。

(ア) 環境創造区域であること。

(イ) 地域住民等による土地改良施設(土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設をいう。)等の維持管理活動を促進する体制が整っており、土地改良施設等の保全又は保全活動に資することが認められること。

(ウ) ⑩農業集落道、⑫飲雑用水・防災安全施設及び⑬小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型のうちアからオまでを実施する場合には、⑭景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型のうちア及びイのいずれかの事業と併せて行うものとする。

(12) 1の(12)において実施できる事業は、1の表の⑬高生産性農業用機械施設、⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちアの施設とし、次の要件を満たすものとする。

ア 事業実施主体は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年法律第25号)第4条第3項の認定生産製造連携事業計画(以下「認定計画」という。)に従って事業を行う認定事業者でなければならない。

イ 本事業のために生産される新用途米穀は、認定計画において定められた水田で生産されたものであることを基本とすること。

ウ 2の事業実施主体のうち、計画主体が指定した者である民間事業者が本事業を実施する場合においては、認定計画の対象とする生産者の水田面積がおおむね5ha以上であること。

エ ⑬高生産性農業用機械施設のうち普通型コンバインは、生産者の水田面積がおおむね50ha以上の共同利用機械に限る。

(13) 1の(13)において実施できる事業は、1の表の㉒自然・資源活用施設とし、次の要件を満たすものとする。

ア 施策の実施区域が農業振興地域内の区域又は農業振興地域以外の区域であって農業振興地域内の区域と一体的に整備することが相当と認められる区域であること。

イ 地域における温室効果ガス排出の削減方策等をまとめた計画が定められているとともに、整備する施設が当該計画に位置付けられていること及び施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定すること。また、当該目標の達成状況について

ては、本要領第 16 に定める事業実施後の評価の際に評価を行うこと。

ウ ㉔自然・資源活用施設のうち、発電設備については、別表 2 の交付対象事業欄の処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術習得管理施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設及び自然環境等活用交流学習施設の施設に附帯する設備とし、土地改良施設の維持管理費軽減を目的とする発電施設は交付対象としないものとする。

3 事業実施主体

- (1) 1 の (1) の事業内容にあつては、P F I 事業者は、1 の表の㉗地域連携販売力強化施設及び㉘リサイクル施設に限るものとする。
- (2) 1 の (7) の事業内容にあつては、都道府県は、1 の表の㉙高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設に、土地改良区は、㉚農業集落道及び㉛簡易給排水施設に限るものとする。
- (3) 1 の (10) の事業内容にあつては、地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会、P F I 事業者、N P O 法人及び地域協議会は、1 の表の㉜農業集落道及び㉝簡易給排水施設に限るものとする。
- (4) 1 の (11) の事業内容にあつては、都道府県、地方公共団体等が出資する法人及び地域再生推進法人は、1 の表の㉞農業集落道、㉟飲雑用水・防災安全施設、㊱小規模農林地等保全整備のうち (3) 環境創造・保全型及び㊲景観・生態系保全整備のうち (2) 環境創造型に、農業協同組合及び土地改良区は、1 の表の㊳土地改良施設保全のうち (1) 農道保全対策及び (2) 安全施設整備、㉚農業集落道、㉟飲雑用水・防災安全施設、㊱小規模農林地等保全整備のうち (1) 景観保全型及び (3) 環境創造・保全型並びに㊲景観・生態系保全整備に、農業協同組合連合会、土地改良法第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者、農地中間管理機構、農業委員会及び土地改良区連合は、1 の表の㊴土地改良施設保全のうち (1) 農道保全対策及び (2) 安全施設整備に、農林漁業者の組織する団体は、㉚農業集落道、㉟飲雑用水・防災安全施設、㊱小規模農林地等保全整備のうち (1) 景観保全型及び (3) 環境創造・保全型並びに㊲景観・生態系保全整備に限るものとする。
- (5) 1 の (13) の事業内容にあつては、N P O 法人は、本要領第 3 の 3 の (1) 及び (2) の要件のうち、(2) の要件のみを満たす法人を含むものとする。

4 交付額算定交付率

- (1) 1 の (1) で実施する㊳高生産性農業用機械施設のうち、農業用機械施設の補助対象範囲の基準について (昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 農蚕第 2503 号農林水産省構造改善局長・農蚕園芸局長・畜産局長・食品流通局長・林野庁長官通知。以下「局長通知」という。) の別表第 1 に掲げる農業用機械 (水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールベラー、家畜ふん尿処理機械を除く。) については $1/3$ 、㊳高生産性農業用機械施設のうち局長通知の別表第 1 に掲げる水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールベラー、家畜ふん尿処理機械及び局長通知の別表第 4 に掲げる農業用施設については $4.5/10$ とする。
- (2) 次の要件を満たす地域の交付額算定交付率は、 $5.5/10$ 以内とする。
 - 1 の表の㉞連絡農道、1 の (1) で実施する㊱小規模農林地等保全整備の (2) 集落機能・地域景観型のうち、ア、オ、キ又はク (この要件類別において、これらを総称して「農業生産基盤」という。) を実施する場合であつて、原則として、これらの工種を実施しようとする箇所が含まれる集落のうち 1 以上の農業集落 (農林業センサス規則 (昭和 44 年農林省令第 39 号) 第 2 条第 5 項に定める農業集落) において、林野率がおおむね 50% 以上であり、かつ主傾斜がおおむね 100 分の 1 以上の農用地の面積が当該集落の全農用地の面積の 50% 以上を占める地域で、次のすべての要件を満たす地域とする。
 - ア 農業生産基盤、別表 2 の (2) 生活環境施設の整備に掲げる事業メニュー及びその他生活環境の改善のための施設等の整備を総合的に行う必要がある地域であること。
 - イ 地域資源の効率的な利用を図ることができるなど、地域の特性を活かした農業の展開により農業収益の向上が見込まれる地域であること。
 - ウ 農業生産活動を通じて国土・環境保全機能を維持していく必要がある地域であること。
- (3) 1 の (1) の事業内容を本要領第 2 の 5 の計画主体が指定した者である木材関連業者等の組織する団体又は地域材を利用する法人 (森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について (森林整備・林業等振興整備交付金) (平成 25 年 5 月 16 日付け 25 林政経第 107 号農林水産省林野庁長官通知。以下「林業交付金運用通知」という。) の別表 1 の 9 の (2) の㉟のエ及びオに規定する木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人をいう。) が事業を実施する場合においては、林業交付金運用通知の別表 1 の 9 の木材加工流通施設整備の交付率欄の交付率に準ずるものとする。
- (4) 1 の表の㉞林業機械施設については $4.5/10$ とする。
- (5) 1 の表の㊱農林水産物集出荷貯蔵施設のうちイの施設のうち製氷冷蔵施設については $4/10$ とする。
- (6) 1 の (6) の事業内容にあつては $5.5/10$ とする。
- (7) 1 の (7) で実施する㉚農業集落道のうち、原則として、農業集落道を整備しようとする箇所が含まれる集落のうち 1 以上の農業集落 (農林業センサス規則 (昭和 44 年農林省令第 39 号) 第 2 条第 5 項に定める農業集落) において、林野率がおおむね 50% 以上であり、かつ主傾斜がおおむね 100 分の 1 以上の農用地の面積が当該集落の全農用地の面積の 50% 以上を占める地域で、次のすべての要件を満たす地域にあつては $5.5/10$ とする。
 - ア 農業生産基盤、別表 2 の (2) 生活環境施設の整備に掲げる事業メニュー及びその他生活環境の改善のための施設等の整備を総合的に行う必要がある地域であること。
 - イ 地域資源の効率的な利用が図られるなど、地域の特性を活かした農業の展開により農業収益の向上が見込まれる地域であること。
 - ウ 農業生産活動を通じて国土・環境保全機能を維持していく必要がある地域であること。
- (8) 1 の表の㉞産地振興追加補完整備の (1) 農業用排水施設から (9) 生産環境整備まで及び (13) 基本条件確保整備について、別表 1 の交付額算定交付率欄の (1) から (7) までのいずれかに該当する地域 (以下「六法指定地域等」という。) は $5.5/10$ 、奄美群島は $6/10$ とする。
- (9) 1 の表の㊴土地改良施設保全について、六法指定地域等は $5.5/10$ 、奄美群島は $6/10$ とする。

(10) 1の(11)で実施する事業のうち、1の表の㉔小規模農林地等保全整備のうち(1)景観保全型及び㉕景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型に該当する事業の場合、奄美群島は5.2/10以内、㉖農業集落道、㉗飲雑用水・防災安全施設、㉘小規模農林地等保全整備のうち(3)環境創造・保全型及び㉕景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型に該当する事業の場合、五法指定地域等は5.5/10とする。

第2 森林資源利活用支援

1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、次に掲げる施設の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

- (1) 都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資する施設
 (2) 地域の資源である森林空間を総合的に利用し、林業体験、森林のレクリエーション的利用、教育・文化的利用等都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設

事業メニュー	事業の内容
新規就業者等技術習得管理施設 ㉑新規就農者等技術習得管理施設	林業技術・経営管理能力等の習得のための研修施設、木材加工実習施設、林業実習林整備等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ㉒地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による林産物、木工品等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略(IT関連)施設、販売促進(販売・貯蔵・食材提供用)施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ㉓リサイクル施設	間伐材の利活用を促進するための高性能林業機械、移動式チップパー、汎用機械、木材チップ加工施設、機械保管倉庫、作業路網等及びこれらの附帯施設の整備
㉔自然・資源活用施設	ア バイオマス熱電供給設備及びこれらの附帯施設の整備 イ 小型水力発電設備、風力発電設備、太陽光発電設備等及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ㉕高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	高齢者、女性、若者等の林業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備
景観・生態系保全整備 ㉖景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した施設や周囲の景観に調和させるための施設等の整備又は修景及びこれらの附帯施設の整備 イ 自然再生の視点に基づき行われる生態系の回復や環境保全に資する施設(魚道等)、緑の回廊(植栽、植木等)等及びこれらの附帯施設の整備

2 要件

- (1) 1の(1)において実施できる事業は、1の表の㉑新規就農者等技術習得管理施設、㉓リサイクル施設、㉔自然・資源活用施設、㉕高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設、㉖景観・生態系保全整備とし、次の要件を満たすものとする。
 ア 特定市町村等の要件等について(平成17年3月23日付け16林整計第343号林野庁長官通知)における特定市町村又は準特定市町村であって、次のいずれかに該当する地域で実施するものとする。
 (ア) 振興山村地域
 (イ) 過疎地域
 (ウ) 特定農山村地域であって、林野面積の占める比率が75%以上、かつ人工植栽に係る森林面積の占める比率が当該地域をその区域に含む都道府県の平均以上であるもの
 イ ㉔自然・資源活用施設のうちイの施設については、別表2の事業名欄の処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術習得管理施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設及び自然環境等活用交流学習施設に附帯する設備とし、木材加工施設等の維持管理費軽減を目的とする発電施設は交付対象としないものとする。
- (2) 1の(2)において実施できる事業は、1の表の㉒地域連携販売力強化施設とし、事業実施に当たっての細則は次のとおりとする。
 ア 森林の保健機能増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号)第6条第3号の規定に基づく森林保健機能増進計画の認定を受けた地域又は受けることが確実と見込まれる地域(以下「森林保健機能増進計画認定地域」という。)において実施するものとする。
 イ 整備する施設は、原則として木造とする。
 ウ 対象地域は、原則として5戸以上の森林所有者が所有する私有林であって、このうちの森林所有者の所有する森林の面積が当該地域の森林面積の2分の1未満とする。ただし、林業者の就労の促進等林業者の定住の促進に資する面が大きい場合においては、公有林又は国有林を対象地域とすることができるものとする。
 エ 事業実施に当たっては、既存樹木の伐採をできるだけ少なくし、地形を大きく変更する工事は必要最小限にとどめるものとする。
- (3) 事業実施に当たっては、可能な限り、高齢者や障害者等の利用に配慮した森林・施設の整備を行うこととする。

3 事業実施主体

1の(2)の事業にあつては、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。ただし、農林漁業者の組織する団体及び地方公共団体等が出資する法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合は、林業の振興をその目的とするものに限る。また、森林組合であつて収支を伴う施設について単独で事業実施する場合にあつては、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針(平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知)に基づき、都道府県知事により中核組合に認定された森林組合に限るものとする。

第3 漁村振興支援

1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、安全・安心な暮らしの確保、環境への配慮等の漁村地域の活性化を図るために必要な施設等の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
簡易給排水施設等 ②簡易給排水施設	生活雑排水等の流入する水路等の浄化設備、既存排水処理施設の機能強化に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備
②飲雑用水・防災安全施設	ア 飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水、配水等、取水から配水までの施設及びこれらの附帯施設(配水管については幹線及び主要な支線とし、個別給水管を除く。)の整備 イ 漁村等の保全と防災安全のために必要な土砂崩落防止施設、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火施設、避難広場や避難路、小規模な避難施設、救命・救急用資機材や非常用食料・救援物資の備蓄保管庫、防災対策に必要な施設や避難のための階段や手すり、非常用電源を確保するための施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ②地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による水産物等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略(IT関連)施設、販売促進(販売・貯蔵・食材提供用)施設等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源活用起業支援施設 ②地域資源活用起業支援施設	地域の就業機会創出のための、遊漁、ダイビング等地域資源を活用した地域活性化の取組に利用される係留施設、休憩所、機材保管庫、観察用の海中林、増殖施設、釣りやダイビングと漁業との調整用の魚礁等及びこれらの附帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ③リサイクル施設	集落内で発生する生ゴミ、汚泥等をリサイクルするための施設及びこれらの附帯施設の整備
④自然・資源活用施設	ア 漁港施設や共同利用施設への風力・太陽光等の自然エネルギー供給施設及びこれらの附帯施設の整備 イ コージェネレーションシステム、バイオマス発電、廃棄物発電等の省エネ化を推進するための施設及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ⑤高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	集落内公共施設等の段差解消、幅広歩道、集落内道路等及びこれらの附帯施設の整備
⑥船舶離発着施設	離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所(トイレ、休憩所等)、浮棧橋、乗降設備、利便設備及びこれらの附帯施設の整備
⑨景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した生活基盤施設、交流基盤施設、情報基盤施設、歴史伝承施設、周囲の景観に調和させるための公的施設の改良等及びこれらの附帯施設の整備 イ 照明、石畳、歴史的建造物の保全・修復、植栽、トイレ、四阿等及びこれらの附帯施設の整備

※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

2 要件

本支援に該当する事業は、次の要件を満たすものとする。

(1) 原則として、漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサス(指定統計第67号)の対象となる漁業集落を対象とするものとする。ただし、次の場合についてはこの限りではない。

ア 1の表の②飲雑用水・防災安全施設のうちのイの施設、③リサイクル施設及び④自然・資源活用施設のうちのアの施設について、漁村地域の環境負荷の低減や生活環境の改善に資することが確実である場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を対象とすることができる。

イ 1の表の㉗地域連携販売力強化施設については、五法指定地域等を対象とすることができる。また、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものであり、かつ情報発信の前進基地としてその取組の紹介やPR活動が併せて行われるものである場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を対象とすることができる。

ウ 1の表の㉘地域資源活用起業支援施設については、五法指定地域等を対象とすることができる。また、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものである場合、海域についても実施地域の対象とすることができる。

(2) 1の表の㉚自然・資源活用施設については、水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知）別表5の(2)のアの実施要件欄に掲げる施設とする。

また、㉚自然・資源活用施設のうち発電設備については、別表2の交付対象事業欄の処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術習得管理施設、地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設及び自然環境等活用交流学習施設に付帯する設備とし、土地改良施設の維持管理費軽減を目的とする発電施設は交付対象としないものとする。

(3) 1の表の㉜景観・生態系保全整備のうちアの施設は、地方単独事業等（国の負担又は補助を得ないで実施する事業をいう。）のソフト事業（施設等を整備する事業以外のものをいう。）と一体的に実施するものとする。ただし、景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項に規定する景観計画区域及び同法第61条に規定する景観地区においてはこの限りでない。

第4 産業導入地区支援

1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、農村に賦存する多様な地域資源を活用し、農業者等の地域住民の就業の場を確保することを趣旨として、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
処理加工・集出荷貯蔵施設 ①農林水産物処理加工施設	農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの付帯施設の整備
地域資源活用総合交流促進施設 ②廃校・廃屋等改修交流施設	農山漁村の空き屋等を活用した滞在施設や交流施設等及びこれらの付帯施設の整備
⑦地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの付帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ⑧農林漁業・農山漁村体験施設	ア 農作物の収穫等の農作業、間伐等の森林作業、地引き網等の漁業作業等の農林漁業の体験、農林漁業技術の伝承のために必要な体験施設、滞在施設等及びこれらの付帯施設の整備 イ 都市住民等が余暇等を利用して農山漁村に対する理解を深めるために必要な農山漁村体験滞在施設等及びこれらの付帯施設の整備
地域資源活用起業支援施設 ⑩地域資源活用起業支援施設	農林水産物以外の地域資源を活用した施設（木工加工、陶磁器製作、山菜等加工等を行う施設）等及びこれらの付帯施設の整備
地域資源循環活用施設 ⑬リサイクル施設	間伐材や家畜ふん尿等を循環活用するための木材チップ加工施設、堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの付帯施設の整備
⑭自然・資源活用施設	バイオマス熱電供給設備等及びこれらの付帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ⑮高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進、就業のために必要となる研修施設等及びこれらの付帯施設の整備

2 要件

(1) 本事業により施設を整備する区域は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号。以下「農村産業法」という。）に基づく実施計画における「産業導入地区」（農村産業法第5条第2項第1号の区域）であること。

(2) 本事業による施設を整備を通じて、1施設当たり、新規に年間3人以上の常時雇用を創出すること。ただし、⑮高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の整備を行う場合はこの限りではない。

(3) 本事業の実施に当たって、農村産業法に基づく実施計画の策定又は変更が必要となる場合においては、本事業の事業実施計画と整合を図った適切な時期に、農村産業法に基づく実施計画の策定又は変更が確実に見込まれること。

2. 農山漁村交流対策型

本要件類別に該当する事業の実施については、農山漁村と都市との地域間交流等の促進を図り、農山漁村の活性化を推進するため、第1から第3までに掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体

別表4に定めるほか、第1及び第2に掲げるとおりとする。

(2) 交付額算定交付率

第1から第3までは1/2とする。ただし、第1において定めるものにあつては、この限りではない。

(3) 対象地域

ア 第1の1の(1)の対象地域は、五法指定地域等とする。ただし、次の場合は、対象地域とすることができるものとする。

(ア) 自然的、社会的、経済的条件、地域的なまとまり又は市町村の面積に占める対象地域の割合等からみて、五法指定地域等以外の地域と併せて対象地域として実施することが適当であると計画主体が認める場合にあつては、当該地域を併せて対象地域とすることができるものとする。

(イ) 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域等の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであつて、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㉓都市農山漁村総合交流促進施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕木材利活用促進施設、㉖地域資源活用交流促進施設、㉗地域連携販売力強化施設及び㉘自然環境保全・活用交流施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあつては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。

イ 第1の1の(2)及び(3)、第2並びに第3の対象地域は、それぞれに掲げるとおりとする。

第1 農村地域等振興支援

1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、以下に掲げる施設等の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

- (1) 多様な農山漁村と都市との交流の促進及び地域農林漁業者の安定的な就業・所得機会の創出等に必要な施設等の整備
- (2) 農山漁村における受入機能の強化のために必要な施設等の整備
- (3) 地域内外の住民の交流を図るため、多様な生態系や美しい景観等の農業・農村がもつ多面的機能の発揮に資する土地改良施設等の整備、改修又は修景

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ㉓都市農山漁村総合交流促進施設	ア 地域の総合案内・情報発信機能や地域農産物、地域特産品、地域文化財、伝統文化等の地域の諸資源の展示・紹介等を通じた都市と農山漁村の交流促進のための施設及びこれらの附帯施設の整備 イ 地域特産品、地域文化財の展示施設、農産物加工体験施設、外国人旅行者等の利便性に配慮した観光案内所、伝統文化継承施設等及びこれらの附帯施設の整備
㉔廃校・廃屋等改修交流施設	農山漁村の廃校及び廃屋等を活用した交流施設等並びにこれらの附帯施設の整備
㉕木材利活用促進施設	都市と農山漁村の交流施設等の木材を利用した改築、木製外構施設等の整備、木質内装への模様替え及びこれらの附帯施設の整備
㉖地域資源活用交流促進施設	地域農産物、地域特産物、地域文化財、名所旧跡等の地域の諸資源の提供や活用を通じての都市と農山漁村の交流推進のための施設及びこれらの附帯施設の整備
㉗地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ㉘農林漁業・農山漁村体験施設	ア 農作物の収穫等の農作業、間伐等の森林作業、地引き網等の漁業作業等農林漁業の体験、農林漁業技術の伝承等のために必要な体験施設、滞在施設、体験農園等及びこれらの附帯施設の整備 イ 都市住民等が余暇等を利用して農山漁村に対する理解を深めるために必要な農山漁村体験滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備 ウ 地域内外の住民の交流のための農地を活用した農作業交流空間としての体験学習農園、オーナー制農園及びこれらに類する施設の整備 エ 市民農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設（休憩所、更衣室等）、農機具収納施設、コミュニティー広場、福祉活用促進施設及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習施設 ㉙自然環境保全・活用交流施設	ア 農山漁村の景観の保全のための電線埋設や伝統的家屋等の移転、移築、修繕等及びこれらの附帯施設の整備 イ 地域内外の住民の交流を通じ、住民の参加の下で土地改良施設等の保全活動を行う際に必要な保全活動準備休憩施設、共同利用機械格納施設及びこれらに類する施設の整備

	<p>ウ 土地改良施設等で地域内外の住民が親しみ、保全活動へ参加する契機となるような次の整備を行うものとする。</p> <p>(ア) 土地改良施設等で人々が親しむために必要な植樹、芝生、緑化施設、親水護岸、親水施設、遊歩道及びこれらに類する施設の整備</p> <p>(イ) (ア)の整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備</p> <p>エ 散策道、案内板、駐車場等簡易な施設、電線の埋設等及びこれらの附帯施設の整備</p>
<p>⑩宿泊体験活動受入拠点施設</p>	<p>子供たちの農山漁村宿泊体験に必要な次の施設等の整備</p> <p>ア 廃校・廃屋等改修 子供たちを受け入れるために必要となる廃校・廃屋の改修・移設及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>イ 離れ、蔵、土蔵等改修 子供たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合におけるトイレ、風呂、ユニットバス、手洗い場、必要に応じて消防用施設等の整備</p> <p>ウ 宿泊体験活動施設整備 子供たちを受け入れるために必要となるトイレ、風呂、ユニットバス、台所、洗面所、消防用施設等の整備</p> <p>エ 安全確保施設 子供たちの安全を確保するために必要な安全灯、転落防止柵等の整備</p>
<p>⑪教養文化・知識習得施設</p>	<p>自然環境を活かした農山漁村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要な自然・動植物観察施設等及びこれらの附帯施設の整備</p>
<p>地域住民活動支援促進施設 ⑮高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設</p>	<p>高齢者、女性、若者等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及びこれらの附帯施設の整備</p>
<p>景観・生態系保全整備 ⑲景観・生態系保全整備 (1) 景観保全型</p>	<p>農地又は土地改良施設と一体的なものであって、美しい景観形成に必要な次の整備とする。</p> <p>ア 家畜の飼養、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の改修又は修景 なお、営農飲雑用水施設には、次の施設を含むものとする。</p> <p>(ア) 簡易給水施設 農林漁家等の生活に必要な飲水の供給のための簡易な給水施設</p> <p>(イ) 簡易排水施設 し尿・生活雑排水等を浄化するための簡易な排水処理施設等</p> <p>(ウ) 飲雑用水施設 飲雑用水の供給に必要な取水、導水、浄水、送水又は排水等取水から排水までの施設</p> <p>イ 農業用排水の水質保全又は機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれに附帯する処理施設等の改修又は修景</p> <p>ウ 農業者等農村在住者の健康増進と憩いの場を整備するための児童公園、運動広場、緑地等に係る利用施設及びこれに附帯する施設の改修又は修景</p> <p>エ 区画整理等により創出された非農用地の整備及び農業施設用地に供するものの整備に係る修景</p> <p>オ 農業集落の防災安全のための土砂崩落防止施設、防護柵、承水路工、排水工、防風・防雪施設、水路防護施設、照明施設、防火水槽、消火栓等の改修又は修景</p> <p>カ 農業集落排水施設、営農飲雑用水施設その他の公益施設の埋設工事に伴う不経済な道路の掘り返しを防止するとともに、農村地域の景観の改善にも資するための公共施設を収容する地下利活用施設の改修又は修景</p> <p>キ 農業用排水路、農業用ため池等の水質浄化に配慮した施設、親水広場等の改修又は修景</p> <p>ク 公共広場、公共施設等の周辺環境の美化等を図るための施設の改修又は修景</p> <p>ケ 農村在住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の改修又は修景</p> <p>コ 農業集落における環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理再利用等の施設の改修又は修景</p> <p>サ 区画整理事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業であって次のいずれかの事項を内容とするものによる改修又は修景 (ア) 市民農園法第2条に規定する市民農園の用に供する農地の整備とこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの</p>

(2) 環境創造型

- (イ) 集落農園開設の用に供する農用地及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの
 - (ウ) (ア) 又は (イ) に附帯して都市との交流のために必要な施設を対象とするもの
 - シ 土地改良施設等の農業施設が有すべき自然環境・生態系保全機能の増進を図るための施設の改修又は修景
 - ス 農村地域における地域資源を利活用（処理及び再利用を含む。）し、農業生産の補完等を行うための施設の改修又は修景
 - セ 農業生産活動又は農業生産基盤の維持管理、地域保全活動等の拠点として利用される建物及び用地の整備に係る改修又は修景
 - ソ その他農村生活環境基盤施設の改修又は修景
 - タ 美しい景観を形成する上で必要となる農業生産基盤施設及び農村生活環境基盤施設の周辺施設の改修又は修景
- ただし、次の施設等及びこれらに類似する施設等は除くものとする。
- (ア) 乾燥調製貯蔵施設、製糖工場等の大規模な施設
 - (イ) 文化教育、健康増進及び娯楽に供する施設
 - (ウ) 個人、民間団体等が所有する施設及び土地（農地を除く。）
 - (エ) その他本施策の目的及び趣旨に合致せず、社会通念上ふさわしくないもの

- 自然再生の視点に基づく次の整備とする。
- ア 土地改良施設等の景観を良好な状態に維持・保全又は創出するため、次の施設整備を行うものとする。
 - (ア) 植栽による法面・畦畔の被覆
 - (イ) 法面の保護・補修
 - (ウ) 農業用排水路及び農業用ため池の護岸等の整備（石積み水路、石積み護岸等）
 - (エ) 植樹、芝生及び緑化施設の整備
 - (オ) その他景観の保全施設の整備
 - イ 土地改良施設等における自然再生の視点に基づき行われる次の生態系保全型の施設整備を行うものとする。
 - (ア) 水田魚道
 - (イ) ビオトープ
 - (ウ) 農業用水路、農業用ため池等に設置する動植物生育施設（魚巣ブロック等）
 - (エ) 生き物が行き交うための、農道や水路等を横断する横断工
 - (オ) 緑の回廊（植栽、植木等）
 - (カ) 土砂の流出入防止施設（沈砂池、法面保護工等）
 - (キ) その他生態系の保全施設
 - ウ ア及びイの整備に附帯して行うベンチ、パーゴラ、水飲み場、便所、休憩所、照明施設及びこれらに類する施設の整備

2 要件

- (1) 1の(1)において実施できる事業は、1の表の㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちアの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕木材利活用促進施設、㉖地域資源活用交流促進施設、㉗地域連携販売力強化施設、㉘農林漁業・農山漁村体験施設のうちアからウまでの施設、㉙自然環境保全・活用交流施設のうちアからウまでの施設、㉚教養文化・知識習得施設、㉛高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設並びに㉜景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型とし、次の要件を満たすものとする。
- ア ㉕木材利活用促進施設については、次の要件を満たすものとする。
 - (ア) 既存施設の有効利用等を図る観点から、改築又は木質内装の模様替えに当たり、木材を使用する施工部分について交付対象とする。
 - (イ) 国庫補助事業（国の負担又は補助を得て実施する事業をいう。以下同じ。）により取得し、又は効用の増加した施設（以下「補助施設」という。）本体の改築については10年以上、附帯施設については5年以上経過していることを条件とする。
 - (ウ) 補助施設において、適正化法第22条に規定する財産処分等に該当する場合は、適正化法及び補助施設に関する国庫補助事業の通知に基づく所要の手続を行うものとする。
 - イ ㉚教養文化・知識習得施設については、以下に定めることについて配慮等するものとする。
 - (ア) 事業の実施に当たっては、文部科学省における学校外を中心とした農林水産業体験学習等に関する事業等との連携、協調に配慮するものとする。
 - (イ) 事業実施主体は、市町村の農林水産担当部局と教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとし、農林漁業体験、自然学習、滞在等に係る受入れ体制を整備するために地域内の農林漁業者、農家民宿経営者等の協力を要請するものとする。
 - ウ ㉘農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設、㉙自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設並びに㉜景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型については、原則として土地改良施設と一体的に保全することが必要な農地を対象とし、次の要件をすべて満たす地域で実施するものとする。
 - (ア) 市町村により、土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置がなされている市町村の区域

- (イ) 環境創造区域
- (ウ) 勾配 1/20 以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の 1/2 以上を占める地域
- エ ㉓高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設については、次の要件を満たすものとする。
 - (ア) 高齢者を対象とした施設の整備に当たっては、市町村農山漁村地域高齢者ビジョン（農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領（平成 7 年 4 月 1 日付け 7 農蚕第 1804 号農林水産事務次官依命通知）別表 1 の 4 の（3）のイに基づく市町村農山漁村地域高齢者ビジョンをいう。）、市町村老人福祉計画（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づく計画をいう。）等地域における高齢者対策に係る各種計画との整合性に配慮するものとする。
 - (イ) 市町村長等は、地方公共団体の農林水産担当部局、厚生担当部局及び教育委員会等からなる推進体制の整備に努めるものとする。
- (2) 1 の（2）において実施できる事業は、1 の表の㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちイの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉗地域連携販売力強化施設、㉘農林漁業・農山漁村体験施設のうちエの施設、㉙自然環境保全・活用交流施設のうちエの施設、㉚宿泊体験活動受入拠点施設、㉛教養文化・知識習得施設及び㉝高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設とし、次の要件を満たすものとする。
 - ア ㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちイの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設及び㉙自然環境保全・活用交流施設のうちエの施設の整備に当たっては、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号）第 5 条第 1 項に規定する市町村計画（交付対象計画の決定がなされた年度内に作成されることが確実に見込まれるものを含む。）に定める整備地区の区域であることとする。
 - イ ㉗地域連携販売力強化施設、㉛教養文化・知識習得施設及び㉝高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設の整備に当たっては、当該施設が宿泊体験活動における受入機能の強化及びグリーン・ツーリズム等を通じた農山漁村の活性化を図るために必要な施設であることとする。
 - ウ ㉚宿泊体験活動受入拠点施設の整備に当たっては、次によるものとする。
 - (ア) 施設の整備については、地域が一体となって受入地域協議会を設立し、小学校 1 学年規模での子供たちを対象とした宿泊体験活動を行うものであること。
 - (イ) 事業の内容欄の（2）離れ、蔵、土蔵等改修については、子供たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合における必要最低限の新設・改修に限る。ただし、離れが母屋と廊下で繋がっている場合にあつては、廊下の改修を除く。
 - (ウ) 事業の内容欄の（3）宿泊体験活動施設整備については、子供たちを受け入れるために必要となる施設のうち母屋にある既存の施設を改修するのではなく、宿泊させる子供の人数に見合った数量で、かつ既存の場所以外の場所に増設をするものに限る。また、消防用施設等については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条及び条例で義務付けられている施設等に限る（ただし、規制緩和により義務付けを緩和されているものについては、この限りではない。）。
- (3) 1 の（3）において実施できる事業は、1 の表の㉘農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設、㉙自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設並びに㉞景観・生態系保全整備のうち（1）景観保全型並びに（2）環境創造型のうちア及びイとし、次の要件を満たすものとする。
 - ア ㉞景観・生態系保全整備のうち（1）景観保全型については、次の要件を満たすものとする。
 - (ア) 良好な景観形成に取り組んでいる地域であること。
 - (イ) 農山漁村地域における美しい景観形成の取組による地域振興の観点から踏まえたものとする。
 - (ウ) 事業の実施地域における文化的景観の有する形態及び意匠を踏まえたものとする。
 - イ ㉘農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設、㉙自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設並びに㉞景観・生態系保全整備のうち（2）環境創造型のうちア及びイについては、次の要件を満たすものとする。
 - (ア) 環境創造区域であること。
 - (イ) 地域住民等による土地改良施設（土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する土地改良施設をいう。）等の維持管理活動を促進する体制が整っており、土地改良施設等の保全又は保全活動に資することが認められること。
 - (ウ) ㉘農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設及び㉙自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設を実施する場合には、㉞景観・生態系保全整備のうち（2）環境創造型のうちア及びイのいずれかの事業と併せて行うものとする。

3 事業実施主体

- (1) 1 の（1）の事業内容にあつては、都道府県は、1 の表の㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちアの施設、㉖地域資源活用交流促進施設、㉗地域連携販売力強化施設、㉘農林漁業・農山漁村体験施設のうちア、イ及びウの施設、㉙自然環境保全・活用交流施設のうちイ及びウの施設、㉛教養文化・知識習得施設、㉝高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設並びに㉞景観・生態系保全整備のうち（2）環境創造型に、地方公共団体が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、農林漁業者の組織する団体及び地域再生推進法人は、1 の表の㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちアの施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉕木材利活用促進施設、㉖地域資源活用交流促進施設、㉗地域連携販売力強化施設、㉘農林漁業・農山漁村体験施設のうちア及びイの施設、㉙自然環境保全・活用交流施設のうちアの施設、㉛教養文化・知識習得施設並びに㉝高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設に、土地改良区は、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉗地域連携販売力強化施設、㉘農林漁業・農山漁村体験施設のうちウの施設、㉙自然環境保全・活用交流施設のうちア、イ及びウの施設並びに㉞景観・生態系保全整備のうち（2）環境創造型に、農業委員会及び漁業生産組合は、㉗地域連携販売力強化施設に、生産森林組合は、㉕木材利活用促進施設及び㉗地域連携販売力強化施設に、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会は、㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちアの施設、㉖地域資源活用交流促進施設、㉗地域連携販売力強化施設、㉘農林漁業・農山漁村体験施設のうちア及びイの施設、㉛教養文化・知識習得施設並びに㉝高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設に、教育委員会は、㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちアの施設、㉖地域資源活用交流促進施設、㉘農林漁業・

農山漁村体験施設のうちア及びイの施設並びに㉑教養文化・知識習得施設に、PFI事業者は、㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちの施設、㉓地域資源活用交流促進施設、㉔地域連携販売力強化施設、㉕農林漁業・農山漁村体験施設のうちア及びイの施設並びに㉑教養文化・知識習得施設に、地方公共団体の一部事務組合は、㉖廃校・廃屋等改修交流施設、㉗地域連携販売力強化施設、㉘自然環境保全・活用交流施設のうちの施設並びに㉙木材利活用促進施設に限るものとする。

(2) 1の(2)の事業内容にあつては、地方公共団体が出資する法人、農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会、PFI事業者、NPO法人及び地域協議会は、1の表の㉒都市農山漁村総合交流促進施設のうちのイの施設、㉖廃校・廃屋等改修交流施設、㉕農林漁業・農山漁村体験施設のうちのエの施設及び㉘自然環境保全・活用交流施設のうちのエの施設に、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者の組織する団体及び地域再生推進法人は、㉗地域連携販売力強化施設、㉑教養文化・知識習得施設及び㉚高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設に、受入地域協議会は、㉛宿泊体験活動受入拠点施設に限るものとする。

(3) 1の(3)の事業内容にあつては、都道府県、地方公共団体等が出資する法人、地域再生推進法人は、1の表の㉕農林漁業・農山漁村体験施設のうちのウの施設、㉘自然環境保全・活用交流施設のうちのイ及びウの施設並びに㉞景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型に限るものとする。また、農林漁業者の組織する団体は法人に限るものとする。

4 交付額算定交付率

(1) 1の(1)で実施する事業のうち、㉗地域連携販売力強化施設については、本要領第3の5の計画主体が指定した者である木材関連業者等の組織する団体又は地域材を利用する法人(林業交付金運用通知の別表1の9の(2)の①のエ及びオに規定する木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人をいう。)が事業を実施する場合においては、林業交付金運用通知の別表1の9の木材加工流通施設整備の交付率欄の交付率に準ずるものとする。

(2) 1の(1)で実施する事業のうち、㉕農林漁業・農山漁村体験施設のうちのウの施設、㉘自然環境保全・活用交流施設のうちのイ及びウの施設並びに㉞景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型については、5.5/10とする。

(3) 1の(3)で実施する事業のうち、㉞景観・生態系保全整備のうち(1)景観保全型に該当する場合、奄美群島は5.2/10以内、㉕農林漁業・農山漁村体験施設のうちのウの施設、㉘自然環境保全・活用交流施設のうちのイ及びウの施設並びに㉞景観・生態系保全整備のうち(2)環境創造型に該当する場合、五法指定地域等は5.5/10とする。

第2 森林資源利活用支援

1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、以下に掲げる施設の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

- (1) 都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資する施設
- (2) 地域の資源である森林空間を総合的に利用し、林業体験、森林のレクリエーション的利用、教育・文化的利用等都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設
- (3) 地域材の利用促進に資するものであって、波及効果の高い公共施設

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ㉒都市農山漁村総合交流促進施設	特産品・文化財の展示、木材加工体験及び伝統文化継承等の都市と山村の交流の推進のために必要な機能を有する施設及びこれらの附帯施設の整備
㉖廃校・廃屋等改修交流施設	都市と山村の交流施設等として活用する廃校、廃屋等の改修等及びこれらの附帯施設の整備
㉙木材利活用促進施設	姉妹都市等の提携を行っている相手方の地域材を利用した公共施設の整備又は条例等に基づき森林整備のための上下流連携に取り組んでいる上流域の公共施設における木造施設、木製外構施設等の整備若しくは木質内装への模様替え及びこれらの附帯施設の整備
㉗地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による林産物、木工品等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略(IT関連)施設、販売促進(販売・貯蔵・食材提供用)施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ㉕農林漁業・農山漁村体験施設	ア 木工芸体験施設、技術の伝承等のために必要な林業体験林、山菜園、きのこ園等の体験施設、滞在施設等及びこれらの附帯施設の整備 イ 都市住民等が余暇等を利用して山村に対する理解を深めるために必要な体験施設、滞在施設及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習施設 ㉘自然環境保全・活用交流施設	林間広場施設(森林浴歩道、林間広場、キャンプ場、バンガロー、炊事施設、林間木製遊具施設等)、森林空間管理施設(総合案内施設、鳥獣保護施設、山火事防止施設、修景施業、連絡道、集落散策道、簡易給排水施設等)等及びこれらの附帯施設の整備
㉑教養文化・知識習得施設	林業・山村に対する理解を促進するための教養文化・知識習得施設及びこれらの附帯施設の整備

地域住民活動支援促進施設 ㉕高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	高齢者、女性、若者等の林業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要なとなる施設及びこれらの附帯施設の整備
景観・生態系保全整備 ㉙景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した施設や周囲の景観に調和させるための施設等の整備又は修景及びこれらの附帯施設の整備 イ 自然再生の視点に基づき行われる生態系の回復や環境保全に資する施設（魚道等）、緑の回廊（植栽、植木等）等及びこれらの附帯施設の整備

2 要件

- (1) 1の(1)において実施できる事業は、1の表の㉒都市農山漁村総合交流促進施設、㉔廃校・廃屋等改修交流施設、㉘農林漁業・農山漁村体験施設、㉚自然環境保全・活用交流施設、㉜教養文化・知識習得施設、㉕高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設、㉙景観・生態系保全整備とし、次の要件を満たすものとする。
- ア 特定市町村等の要件等について（平成17年3月23日付け16林整計第343号林野庁長官通知）における特定市町村又は準特定市町村であって、次のいずれかに該当する地域で実施するものとする。
- (ア) 振興山村地域
 (イ) 過疎地域
 (ウ) 特定農山村地域であって、林野面積の占める比率が75%以上、かつ人工植栽に係る森林面積の占める比率が当該地域をその区域に含む都道府県の平均以上であるもの
- (2) 1の(2)において実施できる事業は、1の表の㉗地域連携販売力強化施設、㉘農林漁業・農山漁村体験施設、㉚自然環境保全・活用交流施設及び㉜教養文化・知識習得施設とし、事業実施に当たったの細則は次のとおりとする。
- ア 森林保健機能増進計画認定地域において実施するものとする。
 イ ㉚自然環境保全・活用交流施設のうち連絡道、集落散策道及び簡易給排水施設（以下「連絡道等」という。）については、当該地域の区域外においても整備できるものとする。
 ウ 整備する施設は、原則として木造とする。
 エ 対象地域は、原則として5戸以上の森林所有者が所有する私有林であって、このうちの森林所有者の所有する森林の面積が当該地域の森林面積の2分の1未満とする。ただし、林業者の就労の促進等林業者の定住の促進に資する面が大きい場合においては、公有林又は国有林を対象地域とすることができるものとする。
 オ 連絡道等以外の事業実施に当たっては、既存樹木の伐採をできるだけ少なくし、地形を大きく変更する工事は必要最小限にとどめるものとする。
 カ ㉚自然環境保全・活用交流施設のうち連絡道の整備に当たっては、都道府県道、市町村道、農道及び林道以外の道路を対象として実施するものとする。ただし、1級及び2級以外の市町村道であって、あらかじめ道路管理者及び関係都道府県の道路関係部局との調整が図られた市町村道については、連絡道として実施することができるものとする。
- (3) 1の(3)において実施できる事業は、1の表の㉛木材利活用促進施設とし、事業実施に当たったの細則は次のとおりとする。
- ア 1の表の㉛木材利活用促進施設の事業内容に基づき実施する地域で実施するものとする。
 イ 整備する施設は原則として地域産の木材を利用することとする。
 ウ 木質内装整備の対象が国庫補助事業により建設された施設である場合には、原則として、建設されてから10年を経過したもので、かつ耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数をいう。）残存期間が10年以上ある施設であることとする。
 エ 整備した施設の維持・修繕のために必要な額を超えるような利用料を徴収したり、物品の販売を行うなど営利を目的とする施設は対象としない。
 オ 他府省の所管の国庫補助事業の対象となっている施設等については対象としない。
- (4) 事業実施に当たっては、可能な限り、高齢者や障害者等の利用に配慮した森林・施設の整備を行うこととする。

3 事業実施主体

1の(2)の事業にあつては、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。ただし、農林漁業者の組織する団体及び地方公共団体等が出資する法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合は、林業の振興をその目的とするものに限る。また、森林組合であつて収支を伴う施設について単独で事業実施する場合にあつては、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針（平成30年3月27日付け29林政経第359号林野庁長官通知）に基づき、都道府県知事により中核組合に認定された森林組合に限るものとする。

第3 漁村振興支援

1 事業内容

本支援に該当する事業の内容は、都市と漁村の共生・対流の促進、環境への配慮等の漁村地域の活性化を図るために必要な施設等の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
地域資源活用総合交流促進施設 ㉓都市農山漁村総合交流促進施設	地域の総合案内機能、地域特産物・文化財等の展示機能等の多様な機能を併せ持つ総合交流施設及びこれらの附帯施設の整備
㉔廃校・廃屋等改修交流施設	都市と漁村の交流施設等として活用する廃校、廃屋、自治体所有の公民館及び幼稚園等の改修・移設及びこれらの附帯施設の整備
㉖地域資源活用交流促進施設	漁村における名所、旧跡等の案内看板等及び海洋深層水を体験するための多目的プール、シャワールーム、休憩室等の施設及びこれらの附帯施設の整備
㉗地域連携販売力強化施設	地域内外の相互連携による水産物等の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略（IT関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備
農林漁業・農山漁村体験施設 ㉘農林漁業・農山漁村体験施設	ア 自然環境豊かな漁村において、水産業等の体験学習を行うための体験学習施設、漁業体験等を行うための漁業体験用船舶、漁具保管庫等及びこれらの附帯施設の整備 イ 都市住民等が余暇等を利用して漁村に対する理解を深めるために必要な滞在施設、野営場等及びこれらの附帯施設の整備
自然環境等活用交流学習施設 ㉙自然環境保全・活用交流施設	釣り、潮干狩り、磯遊びの施設、自然観察のための遊歩道、海中公園、海中のライトアップ用の固定照明施設等及びこれらの附帯施設の整備
㉚教養文化・知識習得施設	漁業・漁村の理解促進に資する伝統文化の学習、自然観察等を行うための施設及びこれらの附帯施設の整備
地域住民活動支援促進施設 ㉛高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	集落内公共施設等の段差解消、幅広歩道、集落内道路等及びこれらの附帯施設の整備
㉜船舶離発着施設	離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所（トイレ、休憩所等）、浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらの附帯施設の整備
㉝景観・生態系保全整備	ア 地域の景観に配慮した生活基盤施設、交流基盤施設、情報基盤施設、歴史伝承施設、周囲の景観に調和させるための公的施設の改良等及びこれらの附帯施設の整備 イ 照明、石畳、歴史的建造物の保全・修復、植栽、トイレ、四阿等及びこれらの附帯施設の整備

※ 事業の内容欄の附帯施設とは、門、柵、連絡道路、照明、水道、駐車場、看板等の施設とする。

2 要件

本支援に該当する事業は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 原則として、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサス（指定統計第67号）の対象となる漁業集落を対象とするものとする。ただし、次の場合についてはこの限りではない。
 - ア 1の表の㉖地域資源活用交流促進施設（事業の内容欄の海洋深層水を体験するための多目的プール、シャワールーム、休憩室等の施設（以下「海洋深層水体験施設」という。）を除く。）については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものである場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を対象とすることができる。
 - イ 1の表の㉗地域連携販売力強化施設については、五法指定地域等を対象とすることができる。また、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものであり、かつ情報発信の前進基地としてその取組の紹介やPR活動が併せて行われるものである場合は、核となる漁業集落と同一市町村内を対象とすることができる。
 - ウ 1の表の㉙自然環境保全・活用交流施設については、核となる漁業集落における都市漁村交流の取組と一体的に行われるものである場合は、海域も実施地域の対象とすることができる。
- (2) 海洋深層水体験施設は、次の条件をすべて満たすものとする。
 - ア 引率・指導するインストラクターが常駐し、かつ体験プログラムが策定され、それに基づいてのみ体験が可能であること。
 - イ 水産利用を主目的として整備された海洋深層水取水施設があり、当該施設より直接海洋深層水の入手が可能であること。
 - ウ 当該漁村の振興及び水産業の発展に資する施設であること。
- (3) 1の表の㉘農林漁業・農山漁村体験施設は、宿泊のみを対象とするものは交付の対象としない。
また、当該漁村の所在市町村以外の地方公共団体が漁村滞在施設を整備する場合は、当該所在市町村と十分な調整を図ること。
- (4) 1の表の㉝景観・生態系保全整備のうちアの施設は、地方単独事業等（国の負担又は補助を得ないで実施する事業をいう。）のソフト事業（施設等を整備する事業以外のものをいう。）と一体的に実施するものとする。ただし、景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項に規定する景観計画区域及び同法第61条に規定する景観地区においてはこの限りでない。

別表4 事業実施主体

事業実施主体	農山漁村定住促進対策型																農山漁村交流対策型							
	第1													第2		第3	第4	第1			第2			第3
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(1)	(2)			(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	
都道府県	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地方公共団体の一部事務組合	○			○	○		○	○	○			○	○			○	○	○					○	
地方公共団体等が出資する法人	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
計画主体が指定した者	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○				○	○						
地域再生推進法人	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域協議会																								
受入地域協議会																								
教育委員会																								
農業協同組合	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○				
農業協同組合連合会	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○				○	○	○					
農林漁業者の組織する団体	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○		○	○
土地改良区	○				○	○	○	○	○			○						○		○				
土地改良区連合																								
数人共同して土地改良事業を行う者																								
農業委員会	○																							
農地中間管理機構																								
森林組合	○	○		○	○		○	○		○					○	○		○	○	○		○	○	
生産森林組合	○	○													○	○		○	○			○	○	
森林組合連合会	○	○		○	○		○	○		○					○	○		○	○	○		○	○	
流域森林・林業活性化センター															○									
地方公共団体の組合																								○
特別区																								○
地方公共団体が組織する法人																○								○
漁業協同組合	○		○	○			○	○		○								○	○	○				
漁業生産組合	○		○															○	○					
漁業協同組合連合会	○		○	○			○	○		○								○	○	○				
水産業協同組合																								○
中小企業等協同組合																								○
一般社団法人又は一般財団法人	○	○	○	○	○		○	○				○	○					○	○					
PFI事業者	○							○		○					○			○	○	○			○	○
NPO法人												○							○					

参考様式1

農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)事業実施計画

計画主体名	計画期間

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス

【記入要領】

計画主体名

- ・市町村名にはふりがなをふること。
- ・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載すること。

計画期間

- ・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

連絡先

- ・共同計画の場合は行を追加し、すべての計画主体の連絡先を記入すること。

メールアドレス

- ・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標の設定根拠

II 評価指標

第1評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
第1評価指標の設定根拠		
第2評価指標(任意)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
第2評価指標の設定根拠		
第3評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
第3評価指標の設定根拠		

【記入要領】

全般

・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

事業活用活性化計画目標

・事業活用活性化計画目標の項目は実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。

評価指標

・評価指標の記載に当たっては実施要領及び「事業活用活性化計画目標の評価指標の設定について」により記入すること。

事業活用活性化計画目標の評価指標の設定について

農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)を活用するに当たっては、実施要領に定める事業活用活性化計画目標及びそれに対応する評価指標を設定し、その目標の達成に必要な事業メニューを実施することとする。評価指標の設定に当たっては、項目ごとに以下に定めるところによるものとする。

1. 第1評価指標(必須)及び第2評価指標(任意)について

評価指標	事業活用活性化計画目標の評価指標の項目及び設定の考え方
1	雇用者数(新規就農者等を含む)の増加
	○設定する目標は計画区域において整備された施設の常時雇用者数の増加数とし、以下により求めることとする。 新規常時雇用者数(人) ＝(活性化計画により整備した施設における常時雇用者数(人)【目標値】－既存施設等の常時雇用者数(人)【現状値】)
2	地域産物の販売額の増加
	○設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額とし、以下により求めることとする。 計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額(千円) ＝(地域産の農林水産物の販売額(千円)【目標値】－地域産の農林水産物の販売額(千円)【現状値】)
3	定住人口の維持・増加
	○設定する目標は計画区域における転入人数の増加数、転出人数の減少数、転入人数の減少の抑制数又は転出人数の増加の抑制数とし、以下により求めることとする。 計画区域における定住人口の維持・増加数(人)＝転入人数の増加数＝(転入人数(人)【目標値】－転入人数(人)【現状値】) 計画区域における定住人口の維持・増加数(人)＝転出人数の減少数＝(転出人数(人)【現状値】－転出人数(人)【目標値】) 計画区域における定住人口の維持・増加数(人)＝転入人数の減少の抑制数＝(転入人数(人)【目標値】－転入人数(人)【予測値】) 計画区域における定住人口の維持・増加数(人)＝転出人数の増加の抑制数＝(転出人数(人)【予測値】－転出人数(人)【目標値】)
4	滞在者数及び宿泊者数の増加
	○設定する目標は計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加数とし、以下により求めることとする。 計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加数(人) ＝(滞在者数及び宿泊者数(人)【目標値】－既存施設等の滞在者数及び宿泊者数(人)【現状値】)
5	交流人口の増加
	○設定する目標は計画区域外からの入込客数の増加数とし、以下により求めることとする。 計画区域における交流人口の増加数(人)＝(計画区域外からの入込客数(人)【目標値】－計画区域外からの入込客数(人)【現状値】)

注1: 目標値は、事業の効果発現後3年間の目標値を平均し、1年間当たりの値として定めることとする。

注2: 現状値は、算出が可能な直近の3年間の実績値を平均し、1年間当たりの値として定めることとする。

(例: 活性化計画提出年度H28の場合、現状値は、H25＝50、H26＝100、H27＝150を平均し100とする)

注3: 予測値は、算出が可能な直近の3年以上の実績値に基づき、統計的な手法等により算出することとする。

注4: 評価指標1について、常時雇用者数は、厚生労働省の毎月勤労統計調査にて調査する常用労働者と定義される者を1年単位で算出した上で3年間の平均値を取ること。

※常時労働者とは、期間を定めずに、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇い労働者で、前2ヶ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいう。

※常用労働者には、都道府県・市町村職員、事業主、法人の代表者及び無給の従事者は除くこと。

※小数第1位まで求めること(※小数第2位以下を四捨五入)。

(算出例①) 年間通して雇用する雇用者が、1年目5人、2年目及び3年目4人の場合: $(5人+4人+4人) \times 12ヶ月 \div 12ヶ月 \div 3年 = 4.33 \approx 4.3人$

(算出例②) 1年のうち、毎年4月から8月末までの5ヶ月間雇用する雇用者が、1年目3人、2年目及び3年目5人いる場合:

$(3人+5人+5人) \times 5ヶ月 \div 12ヶ月 \div 3年 = 1.81 \approx 1.8人$

注5: 評価指標2について、比較する既存施設等がある場合には、目標値は新しく整備する施設における販売額とし、現状値は既存施設等における販売額とする。また、比較する既存施設等がない場合には、目標値及び現状値は、計画区域における農林水産物出荷額をそれぞれ算出するものとする。

注6: 評価指標3の転入人数及び転出人数は、注1から注3までに定める期間に、計画区域外から計画区域内へ転入した若しくは転入すると予測される人又は計画区域内から計画区域外へ転出した若しくは転出すると予測される人の合計値とする。なお、転入人数には二地域居住(都市の住民がその住所のほか農山漁村に居所を有することをいう)をする者を含むものとする。

注7: 評価指標4について、活性化計画に地域連携販売力強化施設が含まれる場合は選択不可とする。

注8: 評価指標5の計画区域外からの入込客は、日帰り客だけでなく宿泊客等、すべてを含めた入込客とする。

2. 第3評価指標(必須)について

事業活用活性化計画目標を評価するため、施設の利用計画等に応じて具体的数値目標を自由に設定する。

指標設定の例1 事業活用活性化計画目標: 子ども農山漁村の交流 第3評価指標: 小学生の自然体験教室開催〇回

指標設定の例2 事業活用活性化計画目標: 農林水産物等の販売・加工促進 第3評価指標: 新商品開発〇件

Ⅲ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び 事業活用活性化計画目標との関連性	備考
合 計											

【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
 - ・創意工夫発揮事業である場合は、事業内容欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性を併せて記載すること。
 - ・事業メニュー名欄には、実施要領の別表2の事業メニュー名を記入すること。
 - ・地区名欄には、事業の実施地区名を記入すること。
 - ・事業内容欄は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
 - ・事業規模等欄は、施設ごとの棟数と床面積、林道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
 - ・活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性欄は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。
 - ・「農泊推進対策」で実施する場合には、備考の欄にどのように「農泊」と関連するかを明記すること。
- (※)「農泊」とは、農山漁村において、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在(農山漁村滞在型旅行)をいう。

IV 他の施策との連携に関する事項

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等

【記入要領】

- ①交付対象となる事業のうち、実施要領第6に掲げる施策と連携して実施する事業にあつては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性を記載すること。
- ②連携する施策名には、実施要領第6に掲げる施策を記載すること。
- ③事業メニュー名欄には、実施要領の別表2の事業メニュー名を記載すること。
- ④地区名欄には、事業の実施地区名を記入すること。
- ⑤必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）年度別事業実施計画の記入について

年度別事業実施計画の記入に当たっては以下によるものとする。

項 目		記 入 上 の 注 意
1	様式の変更	様式の変更は、「事業別内容」の項における事業メニューの数に応じた行の追加及び以下に定めのあるものを除き行わないこと。
2	計画の提出年度	「計画の提出年度」の欄は当該計画を最初に提出した年度（該当予算年度）を記入すること。計画変更による再提出の場合であっても、当初提出に係る年度のままとすること。
3	新規・変更の別	計画を新規に提出する場合は「1」、変更計画として再提出する場合は「2」を記入すること。 なお、計画の変更による再提出の場合は行を追加し、変更した部分については、変更前を（ ）にし、変更後の内容を追加した行に記入すること。
4	県名（コード）	「県名」、「県コード」の欄は、当該計画の計画主体が属する県名及び当該県の全国地方公共団体コード（総務省）を記入すること。 なお、北海道「010006」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「10006」として記入すること。
5	計画主体（コード）	「計画主体名」、「計画主体コード」の欄は、当該計画の計画主体名及び当該計画主体の全国地方公共団体コード（総務省）を記入すること。なお、札幌市「011002」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「11002」として記入すること。 また、共同申請の場合にあっては計画主体名に共同申請に係る計画主体を併記し、「計画主体コード」の欄は代表の地方公共団体コードを記入すること。
6	市町村名・地区名	事業を実施する市町村名、地区名を記入すること。
7	地域指定状況	事業を実施する地域の指定状況を記入すること。地域とは実施要領別表1の交付額算定交付率欄に定める振興山村、過疎地域、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、特別豪雪地帯、急傾斜地畑地帯及び奄美群島とし、指定されている地域欄に「1」を記入すること。
8	計画期間最終年度	活性化計画の期間の最終年度を記入すること。
9	他の 施策 との 連携	離島振興計画 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画に基づいて実施する事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
10		輸出促進条件整備事業 輸出促進に資する事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
11		耕作放棄地の解消に向けた取組 計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。 なお、耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合とは、計画主体が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。
12		地域再生計画 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
13		定住自立圏共生ビジョン 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンに位置付けられている事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
14		国土強靱化施策 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画に位置付けられている事業である場合には、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。

項 目		記 入 上 の 注 意
15	福祉、教育、観光等と連携した地域活性化に向けた取組	農山漁村の共生・対流等に係る連携プロジェクトに関連した取組に該当する場合は、「事業別内容」の項に「子ども農山漁村交流プロジェクトの取組」は「1」、「農」と福祉の連携連携プロジェクトの取組は「2」、「農観連携プロジェクトの取組」は「3」、「空き家・廃校活用交流プロジェクトの取組」は「4」、「重点『道の駅』の取組」は「5」、「ジオパークによる地域活性化の取組」は「6」を記入すること。
16	女性の能力の積極的な活用に向けた取組	農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の能力の積極的な活用について（平成24年4月20日付け経営第3691号農林水産事務次官依命通知）の基本方針に基づいた取組である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
17	中山間地農業ルネッサンス事業	中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱に定める地域別農業振興計画の支援事業に、本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
18	事業メニュー番号	事業メニュー番号は、実施要領別表2のものとし、「創意工夫発揮事業」は「80」、「農山漁村活性化施設整備附帯事業」は「81」とすること。
19	事業メニュー名	①事業メニュー名は実施要領別表2の事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備附帯事業」を正確に記入すること。 ②複数の施設等の整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別、支援及び事業内容（以下「要件類別等」という。）に該当する場合には要件類別等毎に一行で記入すること。 ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別等に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別等にあつては、「要件類別等番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。 ③実施要領別表2の事業メニュー⑬高生産性農業用機械施設により活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第19条第1項に規定する防災堂農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設（活動火山対策事業）」と記入すること。
20	要件類別等番号	実施しようとする実施要領別表3の事業メニューに対応する要件類別等の番号を記入すること。 なお、「創意工夫発揮事業」及び「農山漁村活性化施設整備附帯事業」に係る要件類別等については、これらを一体的に行うことにより効果が増大される事業メニューに係る要件類別等（複数の事業メニューの効果を増大する場合は代表の事業メニューの要件類別等）を記入すること。
21	事業内容及び事業量	事業メニュー毎に、整備しようとする施設等の規模、事業内容等について簡潔に記入すること。 （例）「農産物直売施設：1棟、500㎡」、「トマト処理加工施設：1棟、300㎡」、「農産物包装機械：1台」棟 また、「本年度」の「事業内容及び事業量」の欄には本年度に実施しようとする施設等の規模、事業内容等を記入すること。 （例）「農産物直売施設：1棟、500㎡」等
22	事業実施期間	事業メニューごとに、当該事業の実施期間を記入すること。 （例）平成28年度から平成30年度まで実施する場合は「H28～H30」と記載
23	事業実施主体	事業実施主体の名称を記載すること。 （例）●●農業協同組合、●●農業生産有限会社、●●森林組合、●●漁業協同組合 等
24	全体事業費	事業メニューごとの振興交付金の交付対象とならない事業費を含む総事業費を記入すること。
25	交付対象事業費	事業メニューごとの振興交付金の交付対象となる事業費のみを記入すること。

	項 目	記 入 上 の 注 意
26	交付金額	事業メニューごとの交付金総額を記入すること。なお、ハード事業又はソフト事業ごとの交付金額の合計は交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。なお、千円未満は切り捨てることとする。
27	交付額算定交付率	事業メニューごとに、実施要領別表3に定める交付額算定交付率を記入すること。
28	交付限度額	事業メニューごとに、交付対象事業費に交付額算定交付率を乗じて求められる額を記入すること。なお、千円未満は切り捨てることとする。
29	前年度まで	事業メニューごとに、前年度までに実施した事業に係る全体事業費、交付対象事業費及び交付金額を記入すること。
30	本年度	事業メニューごとに、本年度に予定している事業に係る全体事業費、交付対象事業費、交付金額、県費、市町村費、その他（農協等事業実施主体負担等）、本年度末進捗率、単年度交付限度額、仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、単年度の交付金の合計額が単年度交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 また、「消費税仕入控除税額」の欄には、これを減額した場合には減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。減額した金額を記入した場合は、「本年度」の欄の「全体事業費」、「交付対象事業費」、「交付金額」、「県費」、「市町村費」、「その他」の欄は当該消費税相当額を含まない額を記入すること。
31	本年度までの累計	事業メニューごとに、本年度までの累計の全体事業費、交付対象事業費及び交付金額を記入すること。
32	翌年度以降（予定）	事業メニューごとに、翌年度以降の全体事業費、交付対象事業費及び交付金額の予定額を記入すること。
33	備 考	備考欄には、事業を行うに当たって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容（金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が記載されている書類を添付すること。
34	①事業費計	「全体事業費」、「交付対象事業費」、「交付金額」、「交付限度額」、「県費」、「市町村費」、「その他」、「単年度交付限度額」、「消費税仕入控除税額」の合計をそれぞれ記入すること。
35	②市町村附帯事務費	市町村附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取り扱い等については農山漁村振興交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成28年4月1日付け27農振第2343号農村振興局長通知）により定められていることに留意すること。
36	③県附帯事務費	県附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1/2以内とし、その取扱い等については農山漁村振興交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知）及び農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成28年4月1日付け27農振第2343号農村振興局長通知）により定められていることに留意すること。
37	総合計（①+②+③）	①事業費計、②市町村附帯事務費及び③県附帯事務費の合計額を記入すること。
38	共同で計画作成を行う場合の内訳	計画主体が共同で活性化計画の作成を行う場合であって、各々の計画主体ごとに交付金の交付申請手続きを行う予定である場合は、その計画主体ごとの内訳を記入すること。 また、内訳の合計は、それぞれの項目ごとに、①から③までに計上される金額と一致することに留意すること。 なお、交付金の申請を行う計画主体の数に応じて行の追加を行うこと。

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな		ふりがな	
計画主体名		活性化計画名	
計画期間 事業実施期間	年度 ~ 年度 年度 ~ 年度	総事業費 (交付金)	千円 (千円)
活性化計画目標		事業活用活性化計画目標	

計画主体 確認の日付	年 月 日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	-------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか			
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか			
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。			
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。			

1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか			
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか			
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか			
1-5	事業の推進体制は確立されているか			
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか			
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか			
1-7	計画期間・実施期間は適切か			
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか			
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か			
1-10	活性化計画区域の設定は適切か			

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか			

2-2	<p>土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか</p>			
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p>			
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか</p>			
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか</p>			
2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか</p> <p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 28 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）</p> <p>上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか</p>			
2-6	<p>事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか</p>			
2-7	<p>個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか</p>			
2-8	<p>施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か</p>			

	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか			
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか			
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか			
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか			
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか			
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか			
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか			
	建設・整備コストの低減に努めているか			
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）			
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）			
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か			
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか			

2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか			
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか			
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)			
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか。(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)			
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか			
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか			
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか			
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか			

2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか			
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か			
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）			
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか			
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか			
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）			
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか			
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか			

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。

(参考様式4)

番 号
年 月 日

〇〇市町村長 殿
(〇〇都道府県知事 殿)

事業実施主体名 (計画主体名)
代 表 者 氏 名 〇〇〇〇 印

平成〇〇年度農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策) 交付決定前着手届

農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策) 実施要領 (平成30年3月28日付け29農振第2311号農林水産省農村振興局長通知) 第9の2の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に実施したいので、届け出ます。

記

- 1 活性化計画の名称
- 2 事業メニュー名及び事業量
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 竣工予定年月日
- 7 交付決定前に実施する必要の理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

- 注：1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 計画主体 (事業実施主体である計画主体を含む) が本届を提出する場合は、提出先を当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長 (北海道にあっては農林水産省農村振興局長) とする。

(参考様式5)

番 号
年 月 日

〇〇市町村長 殿
(〇〇都道府県知事 殿)

事業実施主体名
代表者氏名 〇〇〇〇 印

平成〇〇年度農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）で取得又は効用の増加した施設等の災害報告について

平成〇〇年度において農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）で取得又は効用の増加した施設等が災害（例：台風〇〇号）により被災したので、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 被災施設等の概要
 - (1) 活性化計画の名称
 - (2) 事業実施主体名
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 施設等の構造及び規格、規模等
 - (5) 事業費
 - ア 交付金
 - イ その他の負担金
 - (6) 取得年月日
- 2 災害の概要
 - (1) 災害の原因
年 月 日台風第〇〇号による強風
(〇〇気象台調べ 〇時〇分 m/s (瞬間風速))
 - (2) 被災の程度
〇〇㎡の被覆材及びパイプの破損
破損見積額
- 3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）
- 4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

[添付資料]

- 1 活性化計画及び事業実施計画の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 その他農林水産大臣が必要と認める書類

(参考様式6)

事業活用活性化計画目標等評価報告書

作成日： 年 月 日

ふりがな	
活性化計画名	
ふりがな	
計画主体名	
計画主体コード	
計画期間	
事業実施期間	
活性化計画区域	

1 事業活用活性化計画目標の評価等

(1) 事業活用活性化計画目標の達成状況

事業活用活性化計画目標	目標値 A	実績値 B	達成率(%) $C = B / A$	備考

(コメント)

--

(2) 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業メニュー名		
事業内容及び事業量		
事業実施主体		
管理主体		
事業着手年度	事業竣工年度	供用開始日
事業の効果		

(3) 総合評価及び今後の方針

(コメント)

(4) 第三者の意見

第三評価者	(所属)	(氏名)
(コメント)		

2 活性化計画の目標の評価等

(1) 活性化計画の目標の達成状況

活性化計画の 目標及び達成度	目標		
	目標値 A	実績値 B	達成率 $C = B / A$

(2) 今後の方針

(コメント)

(3) 第三者の意見

第三評価者	(所属)	(氏名)
(コメント)		

【記入要領】

- (1) 計画主体コードは年度別事業実施計画に記入した番号とすること。
- (2) 「1 事業活用活性化計画目標の達成状況」のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由を記入すること。また、達成状況が低調である場合は実施要領第16の1の(3)のア及びイに基づき改善計画を作成し、農林水産大臣に提出すること。
- (3) 「2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果」は、事業メニューごとに作成すること。また、「事業の効果」には事業の実施により発現した効果（農山漁村の活性化に関連する効果）を幅広く記入すること。